

令和2年度第1回総合教育会議 書面開催

書面開催日：令和3年1月28日(木)

意見書提出期限：令和3年2月11日(木)

議題

1 岡崎市学校教育等推進計画 資料1

新聞記事 資料1-2

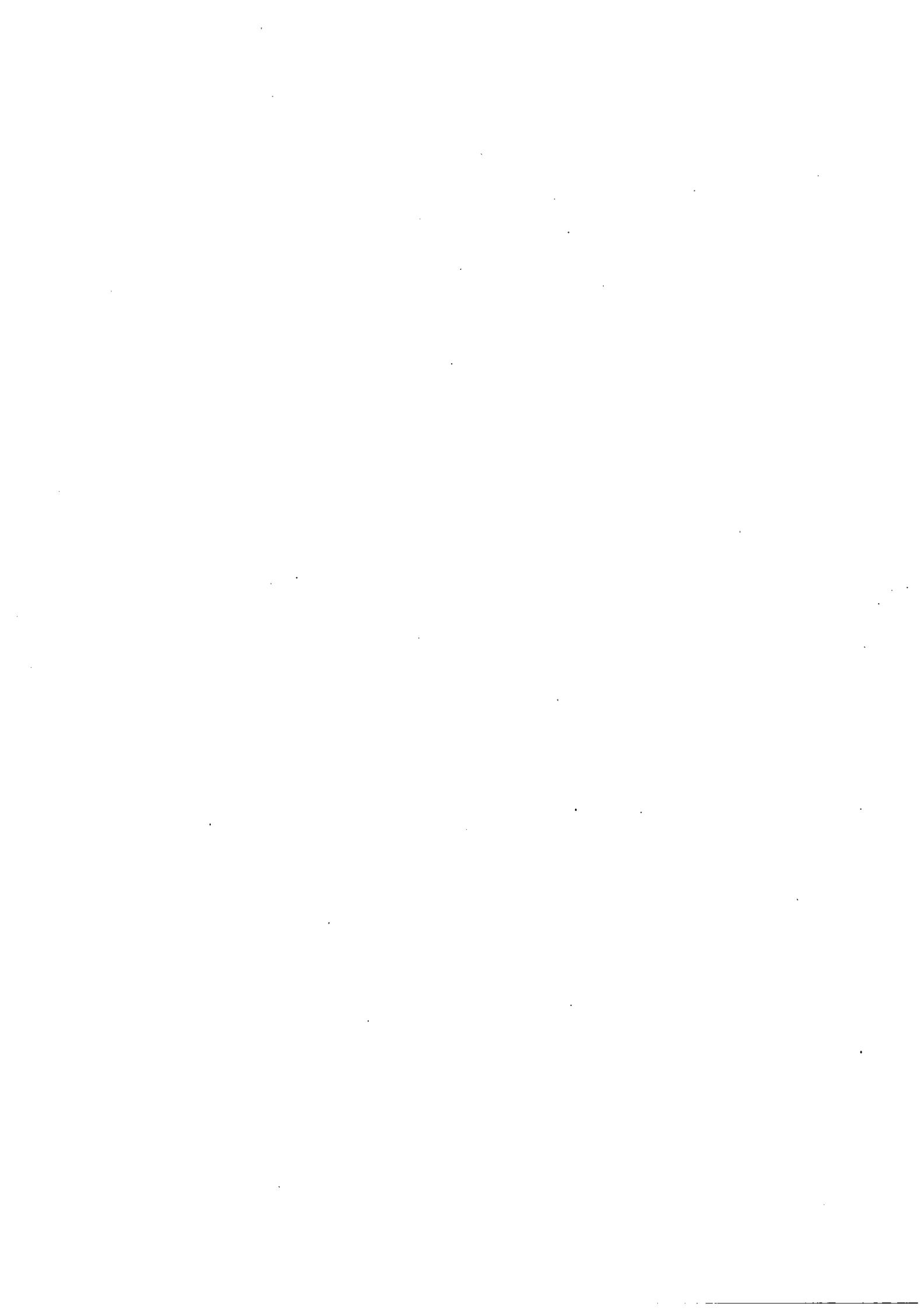
その他

教育に関する大綱について 資料2

第2次岡崎市文化振興推進計画（概要版） 資料2-1

岡崎市スポーツ推進計画 資料2-2

第2次岡崎市生涯学習推進計画の概要 資料2-3



岡崎市学校教育等推進計画

岡崎市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 策定にあたり考慮すべき事項	3
第2章 岡崎市の教育が目指すもの	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
第3章 施策の展開	10
1 重点的に取り組む事項	10
2 施策の体系	12
第4章 具体的な取組	13
基本目標 1	13
基本目標 2	22
基本目標 3	29
基本目標 4	32
基本目標 5	37
基本目標 6	43
第5章 計画の推進	48
1 計画の推進体制	48
2 情報の収集・発信	48
3 計画の進行管理	48
4 計画の指標	48

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

近未来の社会は、少子高齢化や国際化がさらに進展し、人工知能（AI）やビッグデータの活用等の技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）が到来すると言われています。子どもたちが目まぐるしく変化する社会をたくましく生き抜いていくためには、自ら学び考え方行動し、個性と創造力が豊かで、人間性と思いやりの心にあふれる知・徳・体の調和がとれた人間形成が求められます。とりわけ学校教育は、人間形成をする上で、子どもの可能性を大きく広げ、未来を拓く重要な鍵となります。

岡崎市教育委員会は、次代を生きる子どもたちに必要な資質・能力として、自ら考え判断する力、仲間と協力し実行する力、多様性を理解し、互いを尊重し合って共に生きる力、新たな価値を創造する力が重要だと考えます。これらを体現できる資質・能力を育成するキーワードが「自立」「共生」「創造」です。

これまで、「子どもの幸せを強く願う思い」と「人間形成への情熱」を基に、社会に必要とされる資質・能力を見極め、子どもを中心に据えた教育活動を展開してきました。それは、豊かな知の育成、体力の向上や道徳性の涵養、理科教育、英語教育等、先進的で、時代を経ても色あせないものです。

教育に真摯に向き合う姿勢は、これからも変わることはありません。しかし、近年の急激な社会変化の中で、社会が求める人物像はより多様化しています。こうした状況の中で、学校教育では、基礎的・基本的な内容を重視しつつ、教科・領域の本質に迫る学習活動を通して、子どもたちに学ぶことの意味を実感させることが重要です。

また、特別な支援を必要としている子どもを含め、多様な特性をもつ子どもたち一人ひとりに個別最適な学びを保障し、子どもの資質・能力をより的確に育成できる教育を実現することが必要です。さらに、ふるさとを愛する心を醸成することや、学校や地域の実態に応じて、創意工夫を凝らした特色ある教育課程を編成することで、子どもたちに確かな知性と豊かな感性を育んでいきます。そして、子どもが喜んで通うことができる、安心、安全であり、持続発展可能な教育が実現できる教育環境をつくることで、子どもの学びを保障していきます。

こうした子どもの学びを支えるためには、教職員がゆとりをもって生き生きと働く中で、自らを高めていくことが大切です。そのためにも教職員の働き方改革も進めていくことが大切です。

岡崎の子どもたちが、予測できない社会変化に主体的に向き合い、未来を拓き、豊かに生きていく力を育んでいけるよう、社会の急激な変化に対応した学校教育を、地域社会・家庭と連携・協働しながら推進していきます。

2 計画の位置づけ

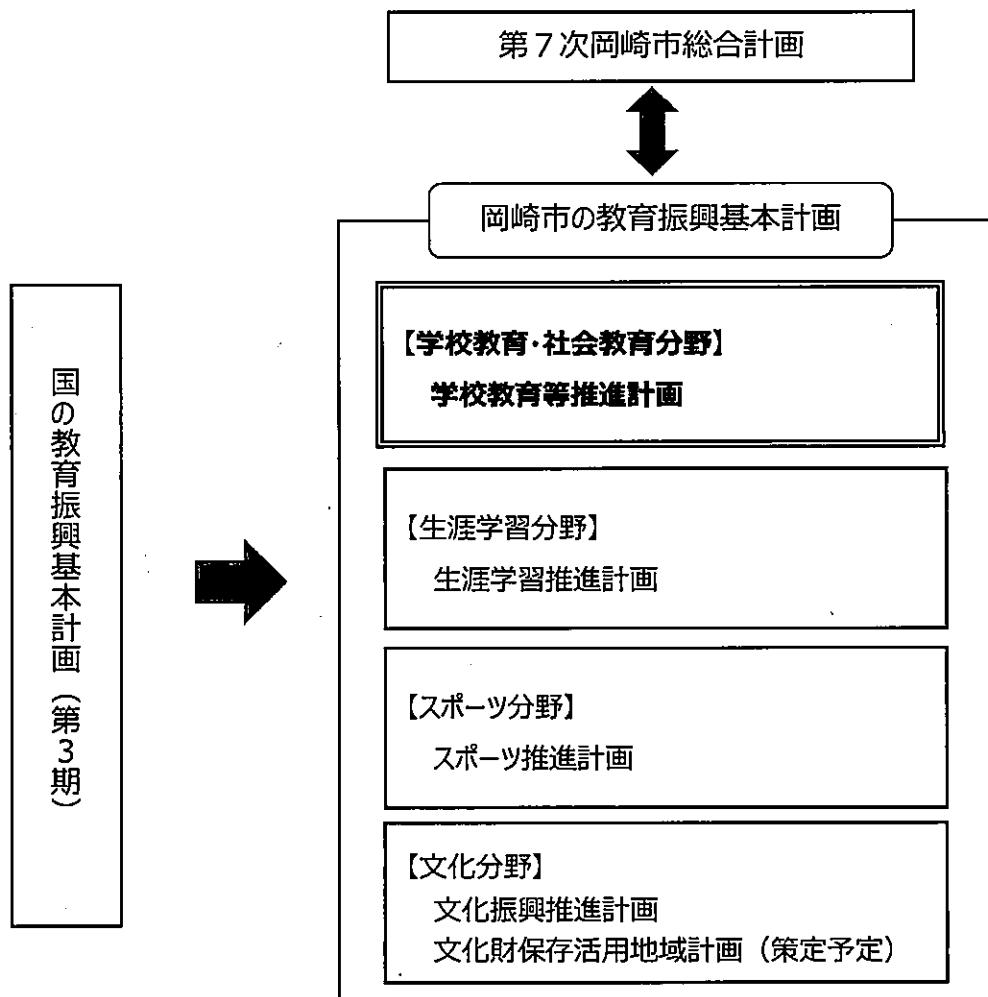
教育基本法第17条により地方公共団体は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

平成15年度、本市は、「21世紀教育ビジョン」とその実現に向けて取り組むべき施策を体系化した「21世紀教育ビジョン推進計画」を策定しました。

平成28年度、教育分野の政策を総合的かつ計画的に推進するため、「21世紀教育ビジョン」と「21世紀教育ビジョン推進計画」を一本化した「岡崎市教育ビジョン」を策定しました。

平成30年度、国は新たな教育振興基本計画（第3期）を策定しました。これを受け、これまでの計画の理念を引き継ぎつつ、国の教育振興基本計画の理念や考え方を踏まえ、本計画を策定することとしました。

本計画は、第7次岡崎市総合計画の教育分野のうち学校教育、社会教育に関して、今後の方針とその実現のために必要な施策を明らかにするものとして位置づけます。また、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画、文化振興推進計画、文化財保存活用地域計画とともに、教育基本法第17条第2項に基づき策定する本市の教育振興基本計画として位置づけられる5つの計画のうちの一つとします。



3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 策定にあたり考慮すべき事項

(1) 国の教育振興基本計画の概要

教育振興基本計画は、平成18年に改正された教育基本法第17条第1項に基づき、教育基本法の理念の実現と教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本的な方針や講すべき施策等について、政府が定める計画です。

計画期間は、概ね5年間とされており、第1期計画は平成20年に、第2期計画は平成25年に策定されました。これに引き続き、平成30年度から5年間を計画期間とする第3期の教育振興基本計画が策定されました。

第3期計画は、2部構成となっており、第1部は総論として「我が国における今後の教育政策の方向性」が、第2部は各論として「今後5年間の教育政策の目標と施策群」がそれぞれ掲載されています。

第1部は、「I. 教育の普遍的な使命」、「II. 教育をめぐる現状と課題」、「III. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」、「IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針」、「V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点」で構成されています。

「I. 教育の普遍的な使命」では、平成18年12月に全面改正された教育基本法に規定する教育の理念、目的、目標を踏まえ「教育立国」の実現に向けて更なる取組を進めていくことが必要とされています。

「II. 教育をめぐる現状と課題」では、これまでの取組の成果として、初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持、学力の底上げ、学校と地域との組織的な連携・協働、学校施設の耐震化の進展等が挙げられています。

また、社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題として、人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題等といった社会状況の変化、子どもや若者をめぐる課題、地域コミュニティの弱体化、家庭の状況変化、教師の負担等といった教育をめぐる状況変化について指摘されています。

「III. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」では、第3期計画において、まず社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標を始めとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策動向も踏まえ、第2期計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承しています。そして、超スマート社会(Society5.0)や人生100年時代の到来に向け、教育を通じて生涯にわたる一人

ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むこととしています。

「IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針」では、第3期計画においては、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、次の5つの方針によりその取組を整理しています。

- 1 夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

「V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点」では、客観的な根拠を重視した教育政策の推進として、教育政策においてPDCAサイクルを確立し、それを十分に機能させていくことが必要であるとしています。

また、教育投資の在り方（第2期計画期間における教育投資の方向）では、人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減することや、各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保が必要であるとしています。

さらに、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造では、超スマート社会（Society5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不斷に推進することや人口減少・高齢化などの地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開することを示しています。

第2部では、第1部で示された5つの基本的な方針の実現に向けて、それぞれの方針ごとに平成30年度からの5年間を対象とした、教育政策の目標、目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、目標を実現するために必要な施策群について整理されています。

地方公共団体は、教育基本法第17条第2項において政府の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

今後、各地方公共団体においては、第3期計画において整理された教育政策の目標、測定指標、参考指標、施策群やPDCAサイクルの進め方等を踏まえ、教育の振興のための施策に関する計画の策定について、未策定である場合にはその策定に、策定済みである場合はこれを機にその見直しに努めるなどの対応が求められています。

(基本的な方針と教育政策の目標)

基本的な方針	教育政策の目標
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階> (2) 豊かな心の育成<主として初等中等教育段階> (3) 健やかな体の育成<主として初等中等教育段階> (4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階> (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階> (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成 (8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 (12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 (13) 障がい者の生涯学習の推進
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応 (15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 (17) ICT利活用のための基盤の整備 (18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 (19) 児童生徒等の安全の確保 (20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 (21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

(2) 新学習指導要領の概要

近年、グローバル化や、スマートフォンの普及、ビッグデータや人工知能(AI)の活用などによる技術革新が進んでいる。10年前では考えられなかつたような激しい変化が起きており、今後も、社会の変化はさらに進むと思われます。

このように社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中で、子どもたちには、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されます。

子どもたちが学校で学ぶことは、社会と切り離されたものではありません。社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質・能力を踏まえて今回、第7次の学習指導要領が改訂されました。

新しい学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくことを目指しています。

「知識及び技能」は、個別の事実的な知識のみでなく、習得した個別の知識を既存の知識と関連付けて深く理解し、社会の中で生きて働く知識となるものも含みます。そして、その「知識及び技能」をどう使うかという、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」を含めた「資質・能力」の3つの柱を、一体的に育成することを目的としています。

また、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重要視されており、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの学習過程の改善が求められています。

これからの中学生たちは、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力が必要となります。

そのような資質・能力を育むために、新たな学習指導要領では、次のような教育の充実を図っています。

小学校3・4年で「外国語活動」が、小学校5・6年で教科としての「外国語」が導入されます。「聞く」「読む」「話す」「書く」の力を総合的に育みます。

小学校では「プログラミング教育」が必修化されます。コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的な思考力「プログラミング的思考」などを育みます。また、中学校ではプログラミングに関する内容の充実を図っていきます。

なお、学習指導要領は、法的拘束力をもつようになった昭和33年(1958年)からはじまり、概ね10年に1回のペースで改訂が行われてきました。これまでの変遷は次のとおりです。

改訂時期		主な特徴
第1次	昭和33年（1958年）	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の基準としての性格の明確化 ○道徳の時間の新設 ○系統的な学習を重視
第2次	昭和43年（1968年）	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容の現代化
第3次	昭和52年（1977年）	<ul style="list-style-type: none"> ○知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成 ○ゆとりある充実した学校生活の実現 ○各教科の指導内容の精選
第4次	平成元年（1989年）	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら学ぶ意欲と自己教育力の育成 ○個に応じた指導の推進 ○小学1・2年生に「生活科」の新設
第5次	平成10年（1998年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「生きる力」の育成 ○「総合的な学習の時間」の新設
第6次	平成20年（2008年）	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な知識・技能の習得 ○思考力・判断力・表現力の育成 ○言語活動の充実 ○小学5・6年生に「外国語活動」の新設
第7次	平成29年（2017年）	<ul style="list-style-type: none"> ○自指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間力等」の3つの柱に整理 ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ○小学校5・6年生で教科としての「外国語」の導入 ○小学校における「プログラミング教育」の必修化

令和2年度に小学校、令和3年度に中学校が完全実施となります。第7次学習指導要領改訂の下、新たな学びへの挑戦を始めます。

第2章 岡崎市の教育が目指すもの

1 基本理念

「未来を拓き 豊かに生きる力をもった子どもの育成」

～ 自立・共生・創造を目指して ～

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次のとおり学校教育分野で5つ、社会教育分野で1つの基本目標を定めます。

《学校教育分野》

基本目標1 未来を生きる資質・能力を育成する魅力ある教育を推進する

変化の速度が増す未来の社会を柔軟に生き抜くために、授業や行事を中心とした教育活動を通して、粘り強く課題の解決に取り組む力を育成します。また、個性を尊重し合い、他者と共に生きるために必要な確かな知性と豊かな感性、健やかな体を育む教育を推進します。

基本目標2 子どもの多様性や特性を認め、可能性を伸ばす教育を推進する

全ての子どもの可能性を伸ばすことができるよう、個の実態を把握し、子どもの特性を尊重した教育を推進します。いじめや長期欠席への対策を始め、特別支援教育、外国人児童生徒への適応支援、性的マイノリティ※とされる児童生徒への対応等、個別の必要性に応じたきめ細やかな指導・支援を行います。

基本目標3 岡崎の人・もの・ことを生かした特色ある教育を推進する

地域の偉人、文化、歴史などを教材としたり、地域の人材を活用したりして、地域性を生かした教育活動を推進します。子どもたちが地域の人、もの、ことを知り、新たに地域の魅力や価値を見出せるように地域の教育的資産を生かした特色ある教育活動を推進します。

基本目標4 教職員が生き生きと働くことができる働き方改革を推進する

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員の資質・能力の向上が必須となります。教職員の働き方改革を進め、教師が自ら人間性や創造性、授業力を高めるとともに、心身の健康を保ち、生き生きと教育活動を行うことができる体制を構築します。

※性的マイノリティ：性的少数者の総称

基本目標5 持続発展可能な教育を実現する学校教育環境を整備する

安全安心で先進的な教育環境は、学校教育の基盤となります。学校施設の計画的な改修や長寿命化、新学校給食センターの建設などを進めるとともに、Society5.0の到来を見据えた「岡崎版GIGAスクール構想」によるICT環境の整備・充実を進め、多様な学び方に対応できる環境を整えます。

《社会教育分野》

基本目標6 家庭、地域、学校との連携・協働を推進する

子どもから大人へ成長し、家庭・地域・学校において生涯にわたり学び続けられるよう、家庭や地域の教育力を高めるための支援を行います。また、地域全体で子どもたちの成長を支えていくため、学校と地域の連携・協働を推進します。

第3章 施策の展開

1 重点的に取り組む事項

基本目標の実現に向けて、国・社会の動向や本市の現状を踏まえ、様々な施策を展開していきます。その中でも、特に今後5年間で重点的に取り組むべきことを、次のとおり重点事項として位置づけます。

《学校教育分野》

(1) 学び方改革の推進

一斉教授型授業からの脱却、個に応じた学習展開、アクティブ・ラーニングなど、学び方の多様化が進み、様々な形態の教育が生まれています。技術革新に伴い、ものの見方・考え方が変容していく中で、これから時代を生きる子どもたちに必要な能力を習得させることが求められています。

【主な取組】

- ・誰一人取り残さない個別最適化された学びの研究
- ・新学習指導要領の着実な実施
- ・子どもたちの共生の心を育む教育活動の推進

(2) 子どもの多様性や特性を認め、伸ばす教育を推進する

少子高齢化の進行、国際化の進展、性の多様性など子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。それぞれの教育的ニーズを把握し、多様な社会に対応した、きめ細やかな指導・支援を行うことが求められています。

【主な取組】

- ・いじめ未然防止の徹底
- ・校内フリースクールの拡充
- ・外国人児童生徒への指導・支援の充実
- ・生育環境に応じた適切な支援の充実

(3) 教育の情報化の推進

Society5.0の到来を見据え、第3期教育振興基本計画では、情報活用能力の育成、ICT利用の促進、校務の情報化等の方針が示されるとともに、「GIGAスクール構想の推進」事業では、1人1台端末の整備と活用が国家戦略として推進されています。児童生徒が予測困難な未来社会をたくましく生き抜き、自己実現を目指していくために「岡崎版GIGAスクール構想」に基づき、ICTを主体的に活用し、新たな価値を創造していく力が求められています。

【主な取組】

- ・プログラミング学習の継続実施と改善
- ・「岡崎版 GIGA スクール構想」の運用支援体制の確立
- ・教育ネットワークの基盤整備と情報セキュリティの強靭化
- ・次世代型高速大容量ネットワーク整備に向けた実証研究

(4) 教職員の働き方改革の推進と教職員の育成

学校教育の充実、子どもたちの健全育成のためには教職員が心身ともに健康な状態で働くことができる環境づくりが大切です。保護者や地域の理解を得ながら、これまで見られた教職員の勤務時間外従事時間を削減しつつ、充実した教育を開する取組が求められています。

【主な取組】

- ・多様な研修形態の実施
- ・多様なスタッフの配置・連携
- ・「Okazaki スマートワーク」の推進
- ・勤務時間外従事時間の削減の推進

(5) 学校施設等の効率的な整備と有効活用

学校施設は築30年以上の建物が7割を超え、老朽化が進んでいます。老朽化対策の実施にあたっては、ICTを始めとした多様な教育内容・方法への対応を踏まえ、安全で快適な教育環境を将来にわたり確保するため、長寿命化のための改修工事を計画的に実施する必要があります。

特にプールの老朽化は深刻であり、今後の学校プールの在り方について研究する必要があります。

また、一部の学校給食センターでは、老朽化が進んでおり、児童生徒により安全で安心な学校給食を提供するため、新たな学校給食センターの整備を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・学校施設の計画的な老朽化対策の推進
- ・新学校給食センターの整備推進
- ・学校プールの在り方についての研究

《社会教育分野》

(6) 学校と地域の連携・協働の推進

時代の変化に伴い、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況です。学校と地域がパートナーとして連携・協働して、地域総がかりでの教育の実現を図ることが求められています。

【主な取組】

- ・学校と地域の連携・協働を推進する仕組みの構築

2 施策の体系

6つの基本目標ごとにそれぞれ次のような基本施策を掲げ、取組を展開していきます。

基本目標1 未来を生きる資質・能力を育成する魅力ある教育を推進する

- 基本施策① 「粘り強く課題の解決に取り組む力」を育む教育の推進
- 基本施策② 「確かな知性」を育む教育の推進
- 基本施策③ 「豊かな感性」を育む教育の推進
- 基本施策④ 「健やかな体」を育む教育の推進

基本目標2 子どもの多様性や特性を認め、可能性を伸ばす教育を推進する

- 基本施策⑤ いじめ・長期欠席対策の充実
- 基本施策⑥ 外国人児童生徒等への支援の充実
- 基本施策⑦ 特別支援教育の推進
- 基本施策⑧ 多様な教育ニーズへの対応の強化

基本目標3 岡崎の人・もの・ことを生かした特色ある教育を推進する

- 基本施策⑨ 特色ある学校づくりの推進
- 基本施策⑩ 開かれた学校づくりの推進

基本目標4 教職員が生き生きと働くことができる働き方改革を推進する

- 基本施策⑪ 教職員の資質・能力の向上
- 基本施策⑫ 専門性に基づくチーム体制の構築
- 基本施策⑬ 一人ひとりが力を発揮できる環境の整備
- 基本施策⑭ 学校におけるマネジメント機能の強化

基本目標5 持続発展可能な教育を実現する学校教育環境を整備する

- 基本施策⑮ 学びを支える教育環境の基盤整備
- 基本施策⑯ Society5.0を見据えた情報化の環境整備
- 基本施策⑰ リスクに備えた体制の整備
- 基本施策⑱ 先進的な教育環境の構築

基本目標6 家庭、地域、学校との連携・協働を推進する

- 基本施策⑲ 子ども・若者育成支援の推進
- 基本施策⑳ 家庭教育・地域教育への支援の充実
- 基本施策㉑ 視聴覚・情報教育の推進
- 基本施策㉒ 学校と地域の連携・協働の推進

第4章 具体的な取組

基本目標 1 未来を生きる資質・能力を育成する魅力ある教育を推進する

変化の速度が増す未来の社会を柔軟に生き抜くために、授業や行事を中心とした教育活動を通して、粘り強く課題の解決に取り組む力を育成します。また、個性を尊重し合い、他者と共に生きるために必要な確かな知性と豊かな感性、健やかな体を育む教育を推進します。

【重】：重点的に取り組む事項

基本施策① 「粘り強く課題の解決に取り組む力」を育む教育の推進 (具体的な取組)

【重】誰一人取り残さない個別最適化された学びの研究

【重】プログラミング学習の継続実施と改善 国際理解・英語教育の推進
キャリア教育※の充実 問題解決型学習の推進

基本施策② 「確かな知性」を育む教育の推進 (具体的な取組)

【重】新学習指導要領の着実な実施

小学校5・6年生の教科担任制の導入に向けた研究 基礎・基本の指導の徹底
全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 科学の心を育む教育の推進
幼児教育と学校教育の連携の推進

基本施策③ 「豊かな感性」を育む教育の推進 (具体的な取組)

【重】子どもたちの共生の心を育む教育活動の推進

伝統や文化等に関する教育やふるさと岡崎の心を醸成する学習の推進
福祉体験や社会体験活動の充実
持続発展可能な社会づくりを見据えた教育の推進

基本施策④ 「健やかな体」を育む教育の推進 (具体的な取組)

学校保健活動の推進 望ましい食習慣の形成や食育の推進

現代的課題に対する保健教育の充実 学校体育の着実な実施
各種運動大会の適正な実施 部活動の適正な実施

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育

基本目標1 未来を生きる資質・能力を育成する魅力ある教育を推進する

基本施策①	「粘り強く課題の解決に取り組む力」を育む教育の推進
予測困難な未来社会を生き抜くために、ICTの効果的な活用や英語教育（国際理解教育を含む）、キャリア教育の充実を図り、豊かな知見を育むことが重要です。今後必要な資質能力を育むとともに、自ら社会の課題を見つけ、多様な他者と協働しながら、主体的に課題解決に向けて取り組む力を育みます。	
《測定指標・数値目標》	
<ul style="list-style-type: none">・プログラミング学習モデルカリキュラムで示した授業実施率・発話をおおむね英語で行っている中学校教員の割合・将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	

《具体的な取組》

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
誰一人取り残さない個別最適化された学びの研究	<ul style="list-style-type: none">・個別最適化された授業や評価の在り方について研究するため、特定の市内小中学校に研究を委嘱する。・学習者主体の学習スタイルの定着を図るために「Myタブレット※」の活用を推進する。・ICTを活用した指導力の向上を図るための指導資料の作成や教職員への研修を実施する。
【重点事項】	

【所管課：教委総務課】

取組名	取組の概要
プログラミング学習の継続実施と改善	<ul style="list-style-type: none">・継続的かつ日常的に教科学習の中でプログラミング学習に取り組むためにモデルカリキュラムを作成し、確実に実施するよう指導・助言する。・子どもがプログラムを組む楽しさを実感できるように、プログラミングフェスタを実施する。・論理的思考力を育てるために、ロボット教材等多様なプログラミング教材を計画的に配備する。
【重点事項】	

※Myタブレット：タブレット端末を小学4年生以上で個人に紐づけて貸与する形態

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
国際理解・英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の英語教育を充実させるため、3年生以上の全ての授業に外国語指導助手や小学校英語支援員を配置する。 ・中学校では、英語表現力向上のため、生徒が自分の意見や考えを英語で伝え合うGCT※カリキュラムを作成する。 ・児童生徒が学習の成果を発揮できるよう、英語スicketや英語スピーチの発表会を年1回開催する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教科領域の学びを生き方につなぐ、新しい視点に立ったキャリア教育を研究する。 ・発達段階に応じた教育活動を実施するため、系統的な教育計画の作成等について指導・助言する。 ・学校のキャリア教育を支援する体制づくりのため、職場体験学習の新規受入先の開拓や、研修会などを実施する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
問題解決型学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が問題意識をもって自ら知識を獲得していく単元計画の立案や、学習課題の設定等について指導員訪問※等で指導・助言する。 ・問題の探究と解決に向けた効果的な学習形態や教師支援について研究するため、教育研究大会等を実施する。 ・子どもの学びを振り返り、教師の授業力向上を図るため、教育研究論文の執筆を推奨する。

※GCT：GCTはGlobal Communication Timeの略。中学校の英語の授業において、年間20回行っているオールイングリッシュの活動で、生徒が自分のもっている英語力を駆使して課題達成に向けて取り組むことで、方略的言語能力の育成を目指すもの。
※指導員訪問：教科・領域の指導に関し豊かな識見を有する者として教育委員会から委嘱された指導員（教員）が学校を訪問し、教科・領域に関する指導や助言を行う。

基本施策②**「確かな知性」を育む教育の推進**

基礎・基本を大切にし、児童生徒の個性や問題意識を基盤とした自ら学ぶ教育を推進し、学ぶ楽しさを実感し、学び続けるための確かな学力を育みます。

《測定指標・数値目標》

- ・課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合
- ・勉強は大切と考える児童生徒の割合

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課】**

取組名	取組の概要
新学習指導要領の着実な実施 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の実施に伴い「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業の実践について指導主事※の学校訪問等を通して指導・助言する。 ・カリキュラム・マネジメント※の確立、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの教育課程の編成と授業改善に関する研修を実施する。 ・教材の整備や効果的な指導の実践を市内小中学校に広げるため、特定の市内小中学校に研究を委嘱する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
小学校5・6年生の教科担任制の導入に向けた研究	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年での教科担任制の在り方についての研究を、国や県の動向を注視しつつ、特別委員会※で進める。 ・小学校高学年での教科担任制を先進的に導入している学校の視察等を通し、最新の情報に基づいた研究を深める。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
基礎・基本の指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の進度に合わせた学習や学び直しができるようになるため、タブレットドリルを導入する。 ・教師の授業力や指導力の向上を図るため、研究発表会、指導員訪問、現職研修を実施する。 ・各校の現状や、学力の状況等を主事訪問で確認し、確実な取組がなされるよう指導・助言する。

※指導主事：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項の規定により市町村の教育委員会に置かれる専門的職員で、学校等における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

※カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

※特別委員会：市の計画に基づく委託事業を円滑に企画・運営するために設置される組織。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施策・指導の改善・充実を図るため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた課題の把握・分析を行う。 ・全国学力・学習状況調査の結果の分析を基にした授業改善に関する研修を実施する。 ・小中学校で分析結果を共有し、授業改善に取り組むとともに、発達段階に適した系統的な授業づくりを研究する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
科学の心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・科学資産を活用した実践が各学校で行われるよう支援するため、地元企業や学術機関等との連携を進める。 ・小学校の理科授業の充実のため、理科観察実験支援員を配置する。 ・理科自由研究の質的向上を図るため、自由研究相談会を開催したり、児童生徒の理科自由研究の成果を発表する機会を提供したりする。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
幼児教育と学校教育の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育と、学校教育で育成するそれぞれの資質・能力の関連や接続への理解を深める研修会を実施する。 ・発達段階について理解を深め、子どもの生きる力や健やかな育ちを支えるため、幼保小連絡協議会※を設置する。 ・小1プロブレム※に対応するため、生活科を中心としたスタートカリキュラムの適切な編成を指導・助言する。

※幼保小連絡協議会：幼稚園（私立22園）、保育園（公立34園・私立18園）、認定こども園（公立3園）及び小学校（公立47校）で構成された組織

※小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、教師の話を聞かないなどと学校生活になじめない状態が続くこと。

基本施策③	「豊かな感性」を育む教育の推進
感性を豊かに働かせながら、個の思いや考えを基に、新しい意味や価値を創造していく資質・能力を育むために、体験活動や道徳教育、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性を育む教育の充実を目指します。	
《測定指標・数値目標》	
<ul style="list-style-type: none"> ・自分は良いところがあると答える児童生徒の割合 ・人の役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒の割合 ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 	

《具体的な取組》

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
子どもたちの共生の心を育む教育活動の推進 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・他を認め、多様な考え方を受け入れ、自分の考え方や意見をより良いものへと再構築するためのチーム学習を主体とした授業を開催する。 ・年間35時間（第1学年は34時間）の「特別の教科 道徳」の授業に継続的に取り組み、豊かな心の醸成を図る。 ・互いの個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
伝統や文化等に関する教育やふるさと岡崎の心を醸成する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと岡崎の心」を醸成するために、岡崎の人物、文化、歴史などを題材・教材とした教育活動を推進する。 ・総合的な学習や特別活動と、郷土の伝統や文化との関連を図るために、「特色ある学校づくり」を推進する。 ・伝統や文化等の素晴らしさを実感できるよう、地域の伝統、文化、一流の芸や技などに触れる機会を提供する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
福祉体験や社会体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「直接体験」を重視した福祉体験や社会体験活動の更なる充実を図るために、情報収集及び新しい情報を発信する。 ・福祉体験活動の各学校の取組を進めるため、社会福祉協議会主催の福祉実践教室への参加を促す。 ・中学2年生における職場体験学習等、社会体験活動を取り入れた生活科や総合的な学習を推進する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
持続発展可能な社会づくりを見据えた教育の推進	<ul style="list-style-type: none">各学校の実情に合わせて各教科・領域の学びを効果的に編成するため、年間カリキュラム作成ツール「カリマネくん」を提供する。岡崎市環境学習プログラムをモデルとして、各学校の地域の特性や子どもの実態に合わせた環境学習を推進する。SDGs※が掲げる17の目標（課題）を子どもが自らの問題として捉え、取り組むための研究を推進する。

※SDGs：「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年9月の国連サミット採択された2030年を年限とする17の国際目標

基本施策④	「健やかな体」を育む教育の推進
<p>生き生きと人生を送るために、体力の向上や身体の健康保持・増進が重要です。学校では、教育活動全般を通じて、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成を目指します。</p>	
<p>『測定指標・数値目標』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ・学校給食における地場産物の使用割合 ・週の運動時間が7時間未満の児童生徒の割合 ・部活動指導員の配置数 	

『具体的な取組』

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
学校保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の確立や自己肯定感の高い子どもを育てる保健教育を充実させるため、授業時間を確保する。 ・保健教育の中心的な役割を担う養護教諭や教職員の質的向上のための研修を実施する。 ・健康管理等を推進するために、学校医、学校薬剤師等で組織する学校保健会を設置する。

【所管課：学校給食センター・学校指導課】

取組名	取組の概要
望ましい食習慣の形成や食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・給食部会において、各教科・領域の指導を通じた、食に関する効果的な指導の在り方についての研修を行う。 ・学校給食を食育に生かすために、栄養教諭の専門性を生かした市内全小中学校への給食巡回指導を実践する。 ・多面的な食育を推進するため、給食における「かみかみ献立※」を継続したり、防災食献立を導入したりする。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
現代的課題に対する保健教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが熱中症から自分の身体を守れるように、熱中症防止マニュアルや熱中症予防指導案を作成する。 ・食物アレルギーの事故防止のため、学校における食物アレルギー対応の手引きの活用について、指導・助言する。 ・日常生活における感染症予防に関する内容理解を深め、心身ともに安全な生活を送れるよう適切に情報提供する。

※かみかみ献立：歯ごたえのある食材を取り入れた学校給食の献立

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
学校体育の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが仲間と運動する楽しさを実感し、体力向上につながる授業づくりのため、指導員訪問※で指導・助言する。 ・動きの可視化を図り、上達するための体の動かし方がわかる授業を展開するためタブレット端末等の活用を図る。 ・自己目標の達成を積み重ねる体育の学習の継続によって、運動の日常化に発展させるための研修を実施する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
各種運動大会の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康管理や教職員の負担軽減を図るために、小中学校の各種運動大会をキッズデイズ※に開催する。 ・効率的な大会運営を行うため、同一週の土日にわたる大会日程の改善、1日当たりの試合数の制限を図る。 ・熱中症や傷害予防等、子どもの安全管理のため、夏の大会の屋内種目では空調設備が整った公共施設で開催する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
部活動の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・より高度な技能習得のため、中学校に専門的な知識・技能を有する外部指導者や部活動指導員の配置を進める。 ・地域で部活動に代わる活動機会を確保できるように、体制整備に向けた検討を行う。 ・成長期にある子どもたちの運動、食事、休養等のバランスの取れた生活を確立するため、適切な休養日及び効率的な活動日や時間を設定する。

※キッズデイズ：10月の第一週の授業日の一部を休業とする制度

基本目標 2 子どもの多様性や特性を認め、可能性を伸ばす教育を推進する

全ての子どもの可能性を伸ばすことができるよう、個の実態を把握し、子どもの特性を尊重した教育を推進します。いじめや長期欠席への対策を始め、特別支援教育、外国人児童生徒への適応支援、LGBTQへの対応等、個別の必要性に応じたきめ細やかな指導・支援を行います。

【重】：重点的に取り組む事項

基本施策⑤ いじめ・長期欠席対策の充実

(具体的な取組)

【重】いじめ未然防止の徹底

いじめ問題への対応の充実 長期欠席の未然防止の充実

長期欠席者への新たな支援の充実

ハートピア岡崎の充実

関係機関の連携と相談体制の強化

基本施策⑥ 外国人児童生徒等への支援の充実

(具体的な取組)

【重】外国人児童生徒への指導・支援の充実

外国人児童生徒の在籍する学校等への支援 初期指導教室※（プレクラス）の充実

基本施策⑦ 特別支援教育の推進

(具体的な取組)

特別な支援を必要とする子どもへの早期対応の充実 学校組織の対応力強化

理解の促進と指導力の向上

基本施策⑧ 多様な教育ニーズへの対応の強化

(具体的な取組)

【重】生育環境に応じた適切な支援の充実

児童虐待防止の推進 性的マイノリティとされる児童生徒への理解と対応

校内フリースクールの拡充（再掲） きめ細やかな教育の実現に向けた環境整備

※初期指導教室：学校の余裕教室を活用して日本語が話せない外国人児童生徒のために日本語指導を行う教室のこと。

基本目標2 子どもの多様性や特性を認め、伸ばす教育を推進する

基本施策⑤	いじめ・長期欠席対策の充実
多様な価値観や発達特性をもつ児童生徒の中には、人間関係に悩み、友達との良好な関係を築くことが苦手であったり、集団の中で生活することに対してなじめなかったりする場合があります。児童生徒間で起こるいじめや長期欠席等の問題にきめ細かに対応できる学校を目指します。	
『測定指標・数値目標』	
・校内フリースクールの設置校数 ・いじめはどんな理由があってもいいと考える児童生徒の割合	

『具体的な取組』

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
いじめ未然防止の徹底 【重点事項】	・教職員に対し、市いじめ防止基本方針等の内容の周知徹底を図る。 ・学級集団適応心理検査を2回行い、結果分析から学級における個々の状況把握、潜在的な問題把握に努める。 ・人権週間等における啓発活動や実践事例等の収集・公開を行うなど、人権教育を推進する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
校内フリースクールの拡充 【重点事項】	・パイロット校における成果と課題を踏まえ、全中学校への整備を推進する。 ・個の支援・指導内容をまとめた「個別支援計画」等を活用し、計画的で組織的な支援を行う。 ・個の学習状況に応じた指導や配慮の充実を図るため、ICTなどの機器や機能を積極的に導入する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
いじめ問題への対応の充実	・教職員に対し、市いじめ防止基本方針等の内容の周知徹底を図る。 ・いじめの積極的認知と情報共有の徹底を促すとともに、いじめ問題の対応に関する研修の充実を図る。 ・いじめ問題対策連絡協議会※を年2回開催し、学校と関係機関との連携を一層強化する。

※いじめ問題対策連絡協議会：いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により設置される組織で、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等の職員で構成される。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
長期欠席の未然防止の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進する。 ・生活アンケートの有効活用等により長期欠席者の態様を的確に把握し、ケースに応じた対策を講じる。 ・Web版学級集団適応心理検査へ移行することで、速やかに結果を分析し、個の状況に応じた支援を推進する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
長期欠席者への新たな支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器等を積極的に活用し、校内適応指導教室の運営を充実させる。 ・民間施設との連携等を図ることで、長期欠席者に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。 ・個に応じた配慮や支援の充実を図るため、家庭や校外施設でのICTなどの機器や機能を積極的に活用する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
ハートピア岡崎の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、ハートピア岡崎双方における児童生徒の状況について確実に情報共有できるように連携を強化する。 ・児童生徒の社会的な自立を目指し、体験活動や進路指導等、指導内容の充実を図る。 ・指導員の増員等、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導ができる体制の充実を図る。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
関係機関の連携と相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と教育委員会は、警察、児童相談所、市の担当部局と情報共有する体制を確立し、連携して支援に当たる。 ・臨床心理士、登校支援員等による各種相談・支援体制の充実を図る。 ・相談体制を強化するために、全中学校区でスクールソーシャルワーカーを活用する。

基本施策⑥**外国人児童生徒等への支援の充実**

質の高い日本語指導を行うことができる体制を整備し、指導を受けた外国人児童生徒が、他の児童生徒とともに日本語で自立した学習活動や学校生活を送ることができます。

《測定指標・数値目標》

- ・対話型アセスメントDLA※の実施率と達成率

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課】**

取組名	取組の概要
外国人児童生徒への指導・支援の充実 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒に対して、担当教員が、担任等と連携した日本語指導が行えるよう、個別の指導計画の確実な作成ができるよう支援する。 ・各学校の日本語教育担当教員の指導力向上と日本語教育講師の支援力向上のための研修を実施する。 ・日本語教育講師の派遣を希望する小中学校に対して、十分に派遣できるよう、日本語教育講師の増員をする。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
外国人児童生徒の在籍する学校等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・編入児童生徒等の臨時対応としての日本語指導や翻訳、生活適応相談をする支援員を派遣する。 ・入学式や入学説明会、懇談会での通訳など、児童生徒・保護者・学校の要望に応じて支援員を派遣する。 ・外国人児童生徒及び保護者に対して母語での通訳支援と翻訳支援ができるようタブレット端末の整備を行う。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
初期指導教室（プレクラス）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現指導カリキュラムを隨時見直し、児童生徒の日本語能力に合わせたカリキュラムにて指導を行う。 ・指導員が児童生徒の在籍校に定期的に訪問するなど、卒級後の在籍校での支援を行う。 ・外国からの編入の状況に合わせ、日本語初期指導教室の拡充を図る。

※対話型アセスメントDLA : Dialogic Language Assessmentの略で、学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討するためのツール

基本施策⑦**特別支援教育の推進**

支援（配慮）の必要な児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行います。

《測定指標・数値目標》

- ・特別支援教育に関する教員研修受講率
- ・通級指導を受けている児童生徒の個別の教育支援計画※の作成率
- ・通級指導を受けている児童生徒の個別の指導計画※の作成率

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課】**

取組名	取組の概要
特別な支援を必要とする子どもへの早期対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新学齢時を対象とした就学相談会や相談員の保育園等への巡回訪問を充実させる。 ・幼稚園、保育園等との円滑な接続を図り、「個別の支援計画」を活用した一人ひとりに適した支援を行う。 ・就学前の早期発見や適切な支援が行われるよう、関係機関との連携を推進する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
学校組織の対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心として、外部人材を活用するなど校内研修を充実させる。 ・安定した学級運営のために、特別支援学級に在籍する児童生徒数を踏まえた人的体制の充実を図る。 ・学校の体制をサポートするため、教育相談センターの機能の充実を図る。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
理解の促進と指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の支援計画」の作成方法や、学級運営などの特別支援教育に係る研修を充実させる。 ・特別支援教育研修、特別支援学級管理運営研修などの各種研修会を充実させる。 ・特別支援学校との連携を図り、障がい者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層の推進を図る。

※個別の教育支援計画：福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して適確な教育的支援を行うために障がいのある児童生徒一人ひとりについて作成した計画
 ※個別の指導計画：学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に一人ひとりの教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画

基本施策⑧**多様な教育ニーズへの対応の強化**

教育相談や就学相談、子どもの貧困、児童虐待等、多様な背景をもつ子どもや保護者のニーズを捉えて丁寧に対応し、一人ひとりの子どもの能力や可能性を最大限に引き出すことができる教育機会の提供や環境整備を行います。

《測定指標・数値目標》

- ・学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合
- ・スクールソーシャルワーカーの配置数

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課】**

取組名	取組の概要
生育環境に応じた適切な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況等によって、子どもの学びの機会が失われることがないよう、就学援助制度を実施する。 ・貧困家庭の子ども等を生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーを活用する。 ・貧困の連鎖を防止するため、きめ細かな学習指導による学力保障とキャリア教育の充実を図り、全ての子どもが夢と希望をもって成長できるようにする。
【重点事項】	

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
児童虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に相談・通告できる体制を整備するため、虐待に関する管理職の研修を実施する。 ・児童相談所や市の担当部局との連携をより密にするために、定期的な情報交換を行う。 ・保護者の虐待防止への意識醸成を図るため、虐待防止の啓発資料を積極的に配布する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
性的マイノリティとされる児童生徒への理解と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を徹底し、本人の心情に配慮した対応をする。また、学校からの配布物や掲示物等で情報発信をする。 ・教職員が性の多様性に関する正しい理解を身に付け、適切に対応することができるようにするための研修機会を提供する。 ・性的マイノリティに関する本を学校図書室に置いたり、ニュースについて児童生徒が話し合ったりする機会を設ける。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
校内フリースクールの拡充 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロット校における成果と課題を踏まえ、全中学校への整備を推進する。 ・個の支援・指導内容をまとめた「個別支援計画」等を活用し、計画的で組織的な支援を行う。 ・個の学習状況に応じた指導や配慮の充実を図るため、ICTなどの機器や機能を積極的に導入する。

【所管課：教委総務課・学校指導課】

取組名	取組の概要
きめ細やかな教育の実現に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡崎市30人学級実施検討会議」の議論を踏まえ、市内小中学校に少人数学級を導入する。 ・教師の児童生徒と向き合う時間の確保や児童生徒の学習サポートと学校生活への適応支援を行うために、学校スタッフを配置する。 ・小規模校について「特認校制※」を利用した場合の期待される効果や課題を整理し、導入についての検討を進める。

※特認校制：従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の希望する学校について、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度

基本目標3

岡崎の人・もの・ことを生かした特色ある教育を推進する

地域の偉人、文化、歴史などを教材としたり、地域の人材を活用したりして、地域性を生かした教育活動を推進します。子どもたちが地域の人、もの、ことを知り、新たに地域の魅力や価値を見出せるように地域の教育的資産を生かした特色ある教育活動を推進します。

基本施策⑨ 特色ある学校づくりの推進

(具体的な取組)

創意工夫のある教育活動の推進 学校評価の活用

基本施策⑩ 開かれた学校づくりの推進

(具体的な取組)

学校の情報発信の促進 関係諸団体との連携の強化

基本目標3 岡崎の人・もの・ことを生かした特色ある教育を推進する

基本施策⑨	特色ある学校づくりの推進
児童生徒のそれぞれの個性を生かし、その能力が十分に發揮できるようにするために、児童生徒や地域の実情を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色のある教育活動が展開できる学校づくりを推進します。	
《測定指標・数値目標》	
・創意工夫のある教育を推進している学校数	

《具体的な取組》

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
創意工夫のある教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫ある教育活動を推進するため、学校評価委員会※を設置し、各学校の規模や内容に応じて軽重をつけた予算配分を実施する。 ・発展性、創造性、斬新性などを發揮した教育活動を、各学校が行えるよう、計画書や報告書の提出を依頼し、評価及び適切な指導・支援をする。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
学校評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの学校が実施する教育活動について、第三者の目で評価できるよう、各学区の有識者や代表者を学校評議員※に委嘱する。 ・児童生徒や保護者にアンケート結果や学校関係者評価委員会※等による評価を共有することで、改善策を提示したり、予算上の支援を行ったりする。

※学校評価委員会：特色ある学校づくり推進事業の効果的な運営を支援するために設置された特別委員会の一つ。

※学校評議員：学区有識者、社会教育委員代表、民生児童委員、PTA代表の中から校長の推薦により教育委員会が委嘱する。校長の求めに応じて学校運営に対して意見を述べることができる。

※学校関係者評価委員会：小中学校、学校評議員、担当教諭、児童生徒の代表者等で構成される組織で、年に3回開催され、授業や学校行事の参観、教職員や児童生徒との対話等を行う。

基本施策⑩**開かれた学校づくりの推進**

地域コミュニティの希薄化が進む現代社会において、子どもたちに自然体験や社会体験などの様々な経験を提供するためには、世代を超えた人々の交流が欠かせません。学校は、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携を深めることで、地域コミュニティの核となる開かれた学校づくりを目指します。

《測定指標・数値目標》

- ・保護者や地域の人との協働による取組が学校の教育水準の向上に効果があったと考える学校の割合

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課】**

取組名	取組の概要
学校の情報発信の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が、緊急の情報や連絡を迅速に伝えられるよう市内の全小中学校に一斉メール配信システムを構築する。 ・各学校が地域や家庭に対して、負担なく情報の発信ができるよう、扱いやすい学校HP作成システムを提供する。 ・「Myタブレット」を利活用し、学校と家庭をネットワークでつなぐ取組を研究する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
関係諸団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安全な登下校のために、学区の代表者や交通安全ボランティアと連携し、通学路の合同点検を行うとともに、危険箇所について関係部局に対策を要望する。 ・子どもたちの生活について、学区の情報や課題を共有し、適切に対応できるよう、各中学校に児童生徒健全育成協議会※を設置する。

※児童生徒健全育成協議会：総代、社会教育委員、民生委員・児童委員、岡崎警察署、保護司、校長、生活指導主任・生徒指導主事、PTA役員、少年補導委員等で構成された青少年の健全育成を図るための組織

基本目標 4 教職員が生き生きと働くことができる働き方改革を推進する

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員の資質・能力の向上が必須となります。教職員の働き方改革を進め、教師が自ら人間性や創造性、授業力を高めるとともに、心身の健康を保ち、生き生きと教育活動を行うことができる体制を構築します。

【重】：重点的に取り組む事項

基本施策⑪ 教職員の資質・能力の向上

(具体的な取組)

【重】多様な研修形態の実施

教員育成指標※に基づいた教員の資質・能力の向上 教科・領域指導員制度の充実

基本施策⑫ 専門性に基づくチーム体制の構築

(具体的な取組)

【重】多様なスタッフの配置・連携 事務の共同実施※の充実

基本施策⑬ 一人ひとりが力を発揮できる環境の整備

(具体的な取組)

【重】「Okazakiスマートワーク」の推進 【重】勤務時間外従事時間削減の推進

教職員の心身の健康の保持・増進

基本施策⑭ 学校におけるマネジメント機能の強化

(具体的な取組)

トップマネジメントの強化 カリキュラム・マネジメントの推進

ミドルリーダーの養成

※教員育成指標：教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身につけるべき資質・能力を明確化したもの。
※事務の共同実施：複数の小中学校の事務職員が共同して学校事務を行い、学校全般の事務の組織化を促進し、効果的・効率的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、学校経営へ参画して教育支援を行うことを目的としたもの。

基本目標4 教職員が生き生きと働くことができる働き方改革を推進する

基本施策⑪	教職員の資質・能力の向上
キャリアに応じて求められる資質・能力を明確にした教員育成指標を策定し、体系的な研修を実施することなどを通して「専門性」「人間性」「指導性」の一層の向上を目指します。	
《測定指標・数値目標》 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の授業は分かりやすいと答える児童生徒の割合 ・児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合 	

《具体的な取組》

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
多様な研修形態の実施 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の精選・見直しを図るとともに、e ラーニングやICTを活用した弹力的な研修を導入する。 ・市の関係部局との連携を図り、教育に関する出前授業等を研修に取り入れる。 ・先進的な教育等の理解のために、オンライン研修システムを構築し、教員のICT活用指導力の向上を図る。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
教員育成指標に基づいた教員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修では、実践的指導力と使命感を養うとともに、教員としての基礎・基本を身に付けることを目指す。 ・中堅教諭等資質向上研修では、課題対応力の向上、ミドルリーダーとしての意識化と専門性の向上を図る。 ・新任校長・教頭・教務主任研修では、新たな教育課題に対応できる教員を育成する手立て等を指導する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
教科・領域指導員制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い学習指導法の伝授や現職研修を支援する「教科・領域指導員会」の設置を継続する。 ・教科・領域指導員の指導力向上や先進的な教育の理解・推奨のために、計画的な自主研修会を実施する。 ・研究授業等の参観・指導、若手教員との授業づくりを通して、現職研修の充実と若手の支援を図る。

基本施策⑫	専門性に基づくチーム体制の構築
複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、専門性に優れた人材を積極的に活用し、連携・協働して課題の解決に当たることができる体制を整えます。	
『測定指標・数値目標』	
・事務の共同実施に関する運営マニュアル策定済みのブロック数	

《具体的な取組》

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
多様なスタッフの配置・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱えた子どもに対応するため、各校の実態に合わせたスクールカウンセラーの運用の計画と実施をする。 ・文部科学省が推奨している配置形態となるよう、部活動指導員の中学校全校一人配置を進める。 ・スクールソーシャルワーカーの中学校拠点校化の実施と増員を進める。
【重点事項】	

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
事務の共同実施の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事務職員の資質能力の向上を図るため、事務職員研修を充実する。 ・各共同学校事務室の運営マニュアルを策定し、事務処理体制や評価制度の確立を図る。 ・共同学校事務室の活動事例を教職員へ紹介するなどし、情報共有を推進する。

基本施策⑬**一人ひとりが力を発揮できる環境の整備**

業務の明確化、適正化や長時間労働の是正などを行い、教職員が限られた時間の中で、個々の専門性を生かしつつ、教材研究や授業準備のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保できるような環境整備を目指します。

《測定指標・数値目標》

- ・Okazakiスマートワークの導入により働き方が改善されたと回答する教職員の割合
- ・ストレスチェックの総合健康リスク

《具体的な取組》**【所管課：教委総務課】**

取組名	取組の概要
「Okazakiスマートワーク」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「OKアクセス※」の活用により、「教職員版テレワーク」の可能性を探るとともに、多様で柔軟な働き方を支援する。 ・グループウェア※の活用により、円滑な情報共有を促すとともに遠隔会議やオンライン研修を推進し、多忙化解消を図る。 ・教職員用タブレット端末を活用したペーパーレスの推進や高速エコプリンタの活用による業務の効率化を図る。
【重点事項】	

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
勤務時間外従事時間の削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・持続発展可能な教育としての部活動の在り方を研究し、抜本的な改革を推進する。 ・教職員の働き方に関する調査・研究を実施し、業務の明確化・適正化を進めるとともに、教職員の意識啓発を図る。 ・教職員の時間外従事時間等を把握するとともに、ガイドライン等を活用して、業務改善などを図る。
【重点事項】	

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
教職員の心身の健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックの結果を分析し、学校運営や業務改善等に生かす取組を推進することで、全職員の健康維持・管理に努める。 ・長時間労働により疲労が蓄積し、健康に悪影響を及ぼすおそれのある教職員に対し、医師の面接指導をもとに業務改善を進める。

※OKアクセス：職場外から安全に教育ネットワークにアクセスできる機能

※グループウェア：教職員間のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムソフトウェア

基本施策⑭**学校におけるマネジメント機能の強化**

複雑化・多様化した課題に対応し、教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校をチームとして機能させるためには、管理職、中でも校長のリーダーシップとマネジメント力の向上が欠かせません。優秀な管理職を確保するため、中堅教職員の段階から、管理職として求められる資質・能力を継続的に伸ばしていくことができるような仕組みを構築し、学校のマネジメント機能の強化を図ります。

《測定指標・数値目標》

- ・3年間のうちに研究テーマ又は研究内容を新たに設定した学校の割合

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課】**

取組名	取組の概要
トップマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「チームとしての学校」という新たな学校像を目指す学校経営者としての資質能力向上を図るため、組織マネジメント概論の修得を目指した研修を深める。 ・学校経営者として、教職員評価に的確な学校目標を設定するとともに、学校経営ビジョンづくり、人権教育・教育法規等についての研修を行う。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
カリキュラム・マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教務主任研修でカリキュラム・マネジメントの原理や学校が抱える今日的課題について講義や協議を行う。 ・学習指導要領に基づいた各学校のモデルとなる本市の年間学習指導計画（小・中学校）を策定する。 ・年間カリキュラム作成ツール「カリマネくん」を活用して、特色を生かしたカリキュラム編成を可能にする。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
ミドルリーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・在職期間が5年・15年を経過した教員を対象として、必要とされる資質・能力を育成する中堅教諭等資質向上研修を実施する。 ・教員育成指標に基づき、専門性の向上や得意分野の伸長を図るための研修を実施する。 ・教育を幅広い視点から見つめたり、視野を広めたりできるように、異校種体験研修を実施する。

基本目標5 持続発展可能な教育を実現する学校教育環境を整備する

安全安心で先進的な教育環境は、学校教育の基盤となります。学校施設の計画的な改修や長寿命化、新学校給食センターの建設などを進めるとともに、Society5.0の到来を見据えた「岡崎版GIGAスクール構想」によるICT環境の整備・充実を進め、多様な学び方に対応できる環境を整えます。

【重】：重点的に取り組む事項

基本施策⑯ 学びを支える教育環境の基盤整備

(具体的な取組)

【重】学校施設の計画的な老朽化対策の推進

【重】新学校給食センターの整備推進

児童生徒数増加に対応した校舎整備 快適な教育環境の整備

基本施策⑰ Society5.0を見据えた情報化の環境整備

(具体的な取組)

【重】「岡崎版GIGAスクール構想」の運用支援体制の確立

【重】教育ネットワークの基盤整備と情報セキュリティの強靭化

【重】次世代型高速大容量ネットワーク整備に向けた実証研究

基本施策⑪ リスクに備えた体制の整備

(具体的な取組)

児童生徒の安全確保の推進 児童生徒のリスクマネジメント能力の育成

学校施設の防災・防犯機能の強化 学校における感染症対策の推進

基本施策⑫ 先進的な教育環境の構築

(具体的な取組)

【重】学校プールの在り方についての研究 教室の整備の在り方についての研究

環境を考慮した学校施設の整備推進

基本目標5 持続発展可能な教育を実現する学校教育環境を整備する

基本施策⑯	学びを支える教育環境の基盤整備
教育施設の計画的な保全と長寿命化、校舎増築等を行い、児童生徒が安心して学べる教育環境を整備します。	
『測定指標・数値目標』	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修実施済みの学校数 ・西部学校給食センターの建設 ・学校の大便器の洋式化率 	

『具体的な取組』

【所管課：施設課】

取組名	取組の概要
学校施設の計画的な老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化対策を個別施設計画に基づき進める。 ・長寿命化改修工事により、施設の安全性を確保するとともに、教育環境の質的向上を図る。
【重点事項】	

【所管課：教委総務課】

取組名	取組の概要
新学校給食センターの整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・より一層おいしく、安全で安心な学校給食を児童生徒に提供するため、老朽化した西部学校給食センター及び南部学校給食センターの建て替えを推進する。
【重点事項】	

【所管課：施設課】

取組名	取組の概要
児童生徒数増加に対応した校舎整備	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な児童生徒数増加により教室不足が予想される学校に対しては、将来の増加見通しを把握し、校舎の増築等を進める。

【所管課：施設課】

取組名	取組の概要
快適な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な教育環境の整備を推進するため、小中学校のトイレの大便器の洋式化、床のドライ化等を行う。 ・快適で環境にやさしい教育環境の整備を行うため、大規模改修時に校舎、屋内運動場の照明のLED化を行う。 ・大規模改修時に段差の解消やトイレの改修等、バリアフリー化を推進する。 ・屋内運動場の空調設備の設置について検討する。

基本施策⑯**Society5.0を見据えた情報化の環境整備**

利便性とセキュリティを両立した安全で強靭な教育ネットワークシステムを基盤に、次世代型高速大容量の通信環境の実証研究等に取り組むことにより、Society5.0を見据えた教育の情報化を推進し、公教育最先端のICT活用環境の構築を目指します。

《測定指標・数値目標》

- ・ICT支援員の配置数
- ・重要情報の情報漏洩の発生件数
- ・SINET※へ接続する学校数

《具体的な取組》**【所管課：教委総務課】**

取組名	取組の概要
「岡崎版GIGAスクール構想」の運用支援体制の確立 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的な「Myタブレット」の活用環境を確立するとともに、持ち帰り運用を定着させ、家庭学習との連携を強化する。 ・クラウドサービスの活用に関する研究を進め、eラーニングやオンライン授業の環境を構築する。 ・ICT支援員の増員と保守体制の強化を通じて、「Myタブレット」やアカウントの円滑な管理・運用の基盤を確立する。

【所管課：教委総務課】

取組名	取組の概要
教育ネットワークの基盤整備と情報セキュリティの強靭化 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンエラーによる情報漏洩を防ぐための仮想化技術による「ネットワーク分離システム」を導入する。 ・標的型攻撃やシステム障害等に対する防御力を高める監視システムの強化とシステム構成の適正化を行う。 ・新システムに適合した「岡崎市立小中学校情報セキュリティポリシー」に基づきリスクマネジメントを強化する。

【所管課：教委総務課】

取組名	取組の概要
次世代型高速大容量ネットワーク整備に向けた実証研究 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭とつながる双方向型のオンライン授業を可能とする通信環境とネットワーク機器の整備を進める。 ・学術情報ネットワーク「SINET」への接続による高速大容量通信を生かした教育活動の研究を進める。 ・5G（第5世代移動通信システム）の教育利用に関する実証研究に参加し、環境構築の実現の可能性を探る。

※SINET：日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所が構築、運用している情報通信ネットワーク

基本施策⑦	リスクに備えた体制の整備
将来危惧される巨大地震や自然災害等から児童生徒の安全を確保するため、リスクに備えた教育施設を整備するとともに、児童生徒の防災・防犯意識の向上を図ります。	
『測定指標・数値目標』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス飛散防止対策済みの学校数 ・防犯カメラ設置済みの学校数 ・体育館（避難所）のトイレ改修・スロープ設置済みの学校数 	

『具体的な取組』

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
児童生徒の安全確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域及び関係機関との連携を図り、通学路の安全点検や登下校時の見守り支援などを実施する。 ・児童生徒の安全の向上を図るため、保護者へ不審者情報等をメールにより配信する。 ・アレルギー対応検討委員会を通じてアレルギー対応について必要な事項を検討・調査し、予防に努める。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
児童生徒のリスクマネジメント能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自ら危険を回避する能力の育成を図るため、地震や火災を想定した避難訓練を計画的に実施する。 ・日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解を深める学習を推進する。 ・交通ルールについて理解を深め、安全な歩行や自転車利用ができるようにするため、交通安全教室を開催する。

【所管課：施設課】

取組名	取組の概要
学校施設の防災・防犯機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、竜巻、台風等でガラスが破損し飛散する被害を防止するため、窓ガラスに飛散防止フィルム貼りを行う。 ・児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、登下校で使用する門に防犯カメラを設置する。 ・大規模改修時に、避難所に指定されている屋内運動場のトイレ改修やバリアフリー化を推進する。

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
学校における感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・家庭と連携した健康観察の徹底や正しい手洗い、咳エチケットなど基本的な対策の徹底を図る。・少人数学級の導入やICTの活用を推進する。・学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備と感染症発生時の連絡体制・対応計画の周知徹底を図る。

基本施策⑩	先進的な教育環境の構築
自然環境への配慮、児童生徒数の減少など社会状況に応じた先進的な学校づくりを推進するため、新しい時代に対応した先進的な教育環境を構築します。	
《測定指標・数値目標》	
・エコスクールに認定された学校数	

《具体的な取組》

【所管課：学校指導課】

取組名	取組の概要
学校プールの在り方についての研究	・民間事業者の施設を活用した水泳授業実施の可能性を検討するため、モデル校を選定し実施する。
【重点事項】	・学校プール施設の在り方について、学校教育、公共施設のマネジメントの両面からの検討を行う。

【所管課：施設課】

取組名	取組の概要
教室の整備の在り方についての研究	・教室の前面に黒板を配置した整備内容について、ICT化の進展を踏まえ、今後の学習内容・方法に応じた未来志向の整備の在り方を研究する。

【所管課：施設課】

取組名	取組の概要
環境を考慮した学校施設の整備推進	・校舎等の大規模改修や増築時に、木材利用、照明のLED化、太陽光施設整備など自然環境に配慮した学校施設の整備（エコスクール）を推進する。

基本目標 6 家庭、地域、学校との連携・協働を推進する

子どもから大人へ成長し、家庭・地域・学校において生涯にわたり学び続けられるよう、家庭や地域の教育力を高めるための支援を行います。また、地域全体で子どもたちの成長を支えていけるよう、学校と地域の連携・協働を推進します。

【重】：重点的に取り組む事項

基本施策⑯ 子ども・若者育成支援の推進

(具体的な取組)

青少年健全育成の推進 子ども・若者育成支援のネットワーク整備
二十歳のつどい（成人式）の開催

基本施策⑰ 家庭教育・地域教育への支援の充実

(具体的な取組)

家庭の教育力向上への支援 PTA連絡協議会の活動支援
地域の教育力向上への支援

基本施策⑱ 視聴覚・情報教育の推進

(具体的な取組)

視聴覚・情報教育に関する機材・教材の充実活用の推進
映像制作等を通じた学習機会の提供 情報モラルの啓発

基本施策⑲ 学校と地域の連携・協働の推進

(具体的な取組)

【重】学校と地域の連携・協働を推進する仕組みの構築

基本目標6 家庭、地域、学校との連携・協働を推進する

基本施策⑯	子ども・若者育成支援の推進
次世代を担う子ども・若者が、健全な環境の中で健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指し、子ども・若者を取り巻く環境の変化に対応しながら、関係機関との連携を図り、育成支援を行います。	
『測定指標・数値目標』	
・子ども・若者支援地域協議会の設置	

《具体的な取組》

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none">・少年愛護センター指導員が小中学校・高校の教員や地域指導員とともに、街頭補導を行い、非行少年の早期発見に努める。・地域全体での青少年健全育成の取組の意識向上を目指すため、地域住民への啓発を行う。・少年（青少年）相談体制の向上を目指すため、他の相談機関等との連携を図る。

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
子ども・若者育成支援のネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none">・有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、長期欠席等の子ども・若者の抱える問題が深刻化しており、関係機関・支援機関によるネットワークを構築し、連携して支援を行う。・困難を有する子ども・若者に対し切れ目なく、伴走型の支援が行えるよう、総合相談窓口を設置する。

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
二十歳のつどい（成人式）の開催	<ul style="list-style-type: none">・民法改正に伴い、成人年齢が20歳から18歳に変更となるため「成人式」から「二十歳のつどい」などと名称を変更し、式典内容等についての検討を行う。・青少年の健全育成を推進するため、成人による自主的な企画・運営を行う実行委員会形式とし、実行委員会をサポートする。

基本施策⑩**家庭教育・地域教育への支援の充実**

家庭は、子どもにとって、全ての教育の出発点であり、生涯にわたって「生きる力」の基礎となる資質や能力を育していく場所です。子どもから大人へ成長し、家庭・学校・地域において生涯にわたって学び続けられるよう、家庭や地域の教育力を高めるために支援を行います。

《測定指標・数値目標》

- ・わいわい子育て講座※の受講者数
- ・PTA連絡協議会の行事への単位PTA参加者数

《具体的な取組》**【所管課：社会教育課】**

取組名	取組の概要
家庭の教育力向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・わいわい子育て講座を子育てネットワーカーの会と共に催し、地域での家庭教育を支援する。 ・「家庭の日」啓発ポスターの募集を行い、最優秀作品から作成したポスターを地域に配布して「家庭の日」の啓発を行う。

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
PTA連絡協議会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・単位PTA相互の連絡調整や情報交換を行う。 ・PTA活動の活発化を図るために、各種会議や研修会、交流会を開催する。 ・PTA活動の啓発、情報共有を図るために、「PTAおかざき」発行による広報活動を推進する。

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
地域の教育力向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各学区社会教育委員会での活動支援を図るために、学区社会教育委員長連絡協議会での研修会等を開催する。 ・学区社会教育委員会の自主的な企画、運営による「地域生涯学習講座」の開催を支援する。 ・小学校が企画、運営する「地域生涯学習講座（家庭教育講座）」の開催を支援する。

※わいわい子育て講座：子育てネットワーカーとの共催により開催する子育て講座（全3回）のことと、就園前の乳幼児と保護者に向けて親子体操や絵本の読み聞かせなどをを行い、親子のふれあいや仲間づくりの場、また学習機会を提供するもの。

基本施策②**視聴覚・情報教育の推進**

岡崎市視聴覚ライブラリーでは、家庭・地域・学校の教育力を高める支援として、映像や情報に関するサービスを行います。視聴覚・情報教育の推進拠点として、生涯にわたり学び続けられるよう活動の支援を推進します。

《測定指標・数値目標》

- ・教材・機材貸出数
- ・情報モラル出前講座開催数

《具体的な取組》

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
視聴覚・情報教育に関する機材・教材の充実活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・学校教育を支援するため、各種視聴覚機器、教材を整備し、貸出に供する。 ・機関誌やホームページを通じ、視聴覚機器・教材の利活用に関する情報発信を行う。

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
映像制作等を通じた学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ講習会の開催により、小中学生が映像制作を体験できる機会を提供し、想像力・発想力の育成を図る。 ・ふるさと岡崎メディアコンクールの開催により、映像制作活動の啓発を行い、生涯にわたる学習機会を作る。 ・親子映画会の開催により、映像鑑賞を通して世代間交流を図ることができる場を提供する。

【所管課：社会教育課】

取組名	取組の概要
情報モラルの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進化する視聴覚・情報機器利用に伴う情報モラルの啓発のため、情報モラル出前講座を開催する。 ・視聴覚機器・教材の利用方法に関するサポートや、情報セキュリティについても要望に合わせ講座を開催する。

基本施策②**学校と地域の連携・協働の推進**

学校と地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、地域の活性化を図ります。学校と地域との連携を推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に進めていきます。

《測定指標・数値目標》

- ・岡崎版コミュニティ・スクールのモデル設定学校数
- ・地域学校協働活動推進員の配置

《具体的な取組》**【所管課：学校指導課・社会教育課】**

取組名	取組の概要
学校と地域の連携・協働を推進する仕組みの構築 【重点事項】	<ul style="list-style-type: none">・文部科学省が提唱するコミュニティ・スクールの在り方を参考に、岡崎版のコミュニティ・スクールの実施について検討する。・学校と地域が組織的に一体となり連携・協働するための仕組みや体制を構築する。・地域住民と学校との情報共有等を図るため、地域学校協働活動推進員の配置を検討する。・学区社会教育委員会のネットワークを活かし、地域学校協働活動の推進を図る。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域など社会全体で教育の振興を図ることが重要です。地域ぐるみの教育を推進するため、地域団体や関係機関等との連携を深め、施策を推進します。

2 情報の収集・発信

広報・ホームページ等により、積極的な情報発信に努めるとともに、市民からの情報を把握し、施策の推進に反映します。

3 計画の進行管理

計画を効果的に推進するため、施策の目標値を設定し、進行管理を行います。また、社会情勢の変化などを踏まえ、計画策定から概ね3年後を目途に、中間評価を行い、次期計画の策定に着手します。

4 計画の指標

基本施策ごとに測定指標や数値目標を設定し、その達成状況を確認します。

なお、指標の現在値は令和元年度、目標値は令和7年度の状況です。

基本目標1 未来を生きる資質・能力を育成する魅力ある教育を推進する

基本施策① 「粘り強く課題の解決に取り組む力」を育む教育の推進

項目	現在値	目標値	備考
プログラミング学習モデルカリキュラムで示した授業実施率	必修単元 100% 推奨単元 —	必修単元 100% 推奨単元 50%	小学1年生から 小学6年生まで
発話をおおむね英語で行っている中学校教員の割合 《英語教育実施状況調査》	77.3%	80%	
将来の夢や目標をもつていると答えた児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学6年生 83.6% 中学3年生 65.6%	小学6年生 85% 中学3年生 75%	

基本施策② 「確かな知性」を育む教育の推進

項目	現在値	目標値	備考
課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいたと答える児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学6年生 75.1% 中学3年生 72.4%	小学6年生 80% 中学3年生 80%	

勉強は大切と考える児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学6年生 国語92.2% 算数93.6% 中学3年生 国語89.7% 数学83.1%	小学6年生 国語93% 算数94% 中学3年生 国語91% 数学85%	
-----------------------------------	--	--	--

基本施策③ 「豊かな感性」を育む教育の推進

項目	現在値	目標値	備考
自分は良いところがあると答える児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学6年生 82.7% 中学3年生 77.4%	小学6年生 85% 中学3年生 80%	
人の役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学6年生 95.6% 中学3年生 95.2%	小学6年生 96% 中学3年生 96%	
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」の問い合わせに「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答える児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学6年生 50.8% 中学3年生 35.0%	小学6年生 55% 中学3年生 40%	

基本施策④ 「健やかな体」を育む教育の推進

項目	現在値	目標値	備考
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学生 87.2% 中学生 82.0%	小学生 90% 中学生 85%	
学校給食における地場産物の使用割合	33.9%	40%	愛知県内産・重量ベース
週の総運動時間（授業を除く）が7時間未満の児童生徒の割合 《全国体力・運動能力調査》	小学6年生 男子32.1% 女子50.3% 中学3年生 男子11.9% 女子32.2%	小学6年生 男子30% 女子49% 中学3年生 男子11% 女子31%	
部活動指導員の配置数	8人	20人	

基本目標2 子どもの多様性や特性を認め、可能性を伸ばす教育を推進する

基本施策⑤ いじめ・長期欠席対策の充実

項目	現在値	目標値	備考
校内フリースクール設置校数	3校	15校	
いじめはどんな理由があってもいけないと考える児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学生 84% 中学生 77.8%	小学生 85% 中学生 80%	

基本施策⑥ 外国人児童生徒等への支援の充実

項目	現在値	目標値	備考
対話型アセスメントDLAにおける実施率	24%	60%	
対話型アセスメントDLAにおける達成率	ステージ2 100%	ステージ3 100%	

基本施策⑦ 特別支援教育の推進

項目	現在値	目標値	備考
特別支援教育に関する教員研修受講率 『県の特別支援教育に関する調査』	小学校 86.2% 中学校 84.9%	小学校 90%以上 中学校 90%以上	
通級指導を受けている児童生徒の個別の教育支援計画の作成率 『県の特別支援教育に関する調査』	小学校 98% 中学校 92%	小学校 100% 中学校 100%	
通級指導を受けている児童生徒の個別の指導計画の作成率 『県の特別支援教育に関する調査』	小学校 97% 中学校 80%	小学校 100% 中学校 100%	

基本施策⑧ 多様な教育ニーズへの対応の強化

項目	現在値	目標値	備考
「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問い合わせに「当てはまる」、「だいだい当てはまる」と答える児童生徒の割合 『全国学力・学習状況調査』	小学6年生 85.5% 中学3年生 81.0%	小学6年生 90% 中学3年生 85%	
スクールソーシャルワーカーの配置数	8人	10人	

基本目標3 岡崎の人・もの・ことを生かした特色ある教育を推進する

基本施策⑨ 特色ある学校づくりの推進

項目	現在値	目標値	備考
創意工夫のある教育を推進している学校数	67校	67校	

基本施策⑩ 開かれた学校づくりの推進

項目	現在値	目標値	備考
保護者や地域の人との協働による取組が学校の教育水準の向上に効果があつたと考える学校の割合 『全国学力・学習状況調査』	小学校 91.5% 中学校 95%	小学校 95% 中学校 95%	

基本目標 4 教職員が生き生きと働くことができる働き方改革を推進する

基本施策⑪ 教職員の資質・能力の向上

項目	現在値	目標値	説明
学校の授業は分かりやすいと答える児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小学生 国語80.2% 算数82.8% 中学生 国語78.2% 数学74.8%	小学生 国語85% 算数85% 中学生 国語80% 数学80%	
児童生徒のICT活用を指導することができる「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	77%	85%	

基本施策⑫ 専門性に基づくチーム体制の構築

項目	現在値	目標値	備 考
事務の共同実施に関する運営マニュアル策定済みのブロック数	1ブロック	10ブロック	

基本施策⑬ 一人ひとりが力を発揮できる環境の整備

項目	現在値	目標値	備 考
Okazakiスマートワークの導入により働き方が改善されたと回答する教職員の割合	—	80%	
ストレスチェックの総合健康リスク	90未満	毎年90未満	

基本施策⑭ 学校におけるマネジメント機能の強化

項目	現在値	目標値	備 考
3年間のうちに研究テーマ又は研究内容を新たに設定した学校の割合 《特色ある学校づくり計画書》	61%	70%	

基本目標 5 持続発展可能な教育を実現する学校教育環境を整備する

基本施策⑮ 学びを支える教育環境の基盤整備

項目	現在値	目標値	備 考
大規模改修実施済みの学校数	1校	2校	
西部学校給食センターの建設	—	建設済	令和5年度中
学校トイレの大便器の洋式化率	47%	50%	

基本施策⑯ Society5.0を見据えた情報化の環境整備

項目	現在値	目標値	備 考
ICT支援員の配置数	6人	8人	
重要情報の漏洩の発生件数	0件	0件	
SINETへ接続する学校数	0校	67校	

基本施策⑯ リスクに備えた体制の整備

項目	現在値	目標値	備考
ガラス飛散防止対策済みの学校数	18校	67校	
防犯カメラ設置済みの学校数	0校	67校	
体育館（避難所）のトイレ改修・スロープ設置済みの学校数	1校	2校	

基本施策⑰ 先進的な教育環境の構築

項目	現在値	目標値	備考
エコスクールに認定された学校数	3校	4校	

基本目標6 家庭、地域、学校との連携・協働を推進する

基本施策⑱ 子ども・若者育成支援の推進

項目	現在値	目標値	備考
子ども・若者支援地域協議会の設置	一	設置済	

基本施策⑲ 家庭教育・地域教育への支援の充実

項目	現在値	目標値	備考
わいわい子育て講座の受講者数	1,019人	1,050人	
PTA連絡協議会の行事への単位PTA参加者数	454人	470人	

基本施策⑳ 視聴覚・情報教育の推進

項目	現在値	目標値	備考
教材・機材貸出数	2,485点	2,500点	
情報モラル出前講座開催数	23回	25回	

基本施策㉑ 学校と地域の連携・協働の推進

項目	現在値	目標値	備考
岡崎版コミュニティ・スクールのモデル設定学校数	一	3校	
地域学校協働活動推進員の配置	一	3人	

グループで「学び合い」

中学校では一線的に環境が大きく変わった。年次に不登校の生徒が増えやすくなり、クラス全員が同時に学ぶ「一斉授業」から遙れて除外感を抱き、自己肯定感も下がるからだ。しかし額田中では、グループ学習を経じて個別的な授業を導入した。一年間、不登校生徒は減少傾向となった。美術と技術以外のほとんどの教科で生徒たちは、一人一組のグループをつくり、とにかくお話しする。三十人の学級の一授業での平均的な発言回数は約五百回。一人当たり



マイペースなグループに慣れれた数学の授業で、静かに話す30生徒たち。名古屋市の額田中学校で

- ・一斉授業を転換 活発な対話
- ・「CRS」スローガン掲げ

不登校の小中学生数が全国で最多を更新する中、不登校特例校や校内アリースクールの設置など、学びの場を保障する取り組みが各地で進む。教育の専門家の中でも、「不登校の子どもを増やさない」「未然防止」だ。愛知県岡崎市の額田中学校は「学び合いで」を核心とした授業へと大幅変更し、学校の魅力向上を図る。結果的に不登校対応でも成果を上げている。(宮崎卓志)

十一月中旬に額田中であつた研究発表会。三年二組の数学の授業は四人一組で「対角線の線分出し」に取り組んだ。

「何でこうが一対三って言えるの?」

「三重形の辺の長さの比が等しいれば相似って言えるからだよ!」

「うーん、何とか理解できただよ…」

分かるてこない生徒は着直しに明かし、分かるている生徒は伝教方を考える。発達感や自然に学び合う雰囲気が重要な点だ。この授業ではグループ学習へと切り替えた。

中学校では一線的に環境が大きく変わった。年次に不登校の生徒が増えやすくなり、クラス全員が同時に学ぶ「一斉授業」から遙れて除外感を抱き、自己肯定感も下がるからだ。しかし額田中では、グループ学習を経じて個別的な授業を導入した。一年間、不登校生徒は減少傾向となつた。

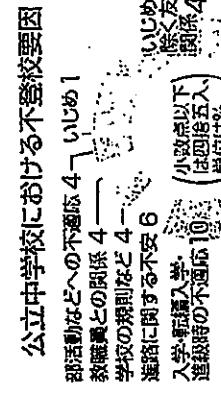
約十六回にわたり、研究室を務める水井和也先生は授業への参加度が全く違う。市の学力検査でも向上が思われるほど姿化に目を眞張る。指導助言書を務める校長も「感心関わってきたが、子どもたちの力を信じてまとめていい緊張らしさ」学校になつた。感謝した」と絶賛した。

「学び合いで」呼ばれ企画に立つて、手分けが最終についた教師も少なくない。そんな中、額田中は生徒一人一人の「学びに向かう力を引き出すためにスローガン「CRS」を掲げた。生徒には「課題に挑み(Challenge)」互いに激励し(Respect)、笑顔(Smile)」を意識づける語文字だ。

「未来の自分出せる」

こうした授業の積み重ねは生徒同士、教員と生徒の関係にもプラスだ。三年男子生徒は「最初は『分かりません』って言いましたが、今は「分かりました」だと、今は持っていない」と笑顔。女子生徒も「クラスの誰としてもしゃべるようになったて学校が楽しい」と話を贈ませた。

授業以外でも生徒同士で相談する場面が増え、学修事への意欲も高まった。「魅力ある授業で学校を楽しむ」ことが不登校の未発生止に一役買つた北村文資校長は、岡崎市教委からの研究委嘱が終わる来年度以降も「学び合いで」を学校の特徴として継続する方針だ。



学業の不振31

※1家庭に居住する要因、本人に居住する要因を抜く
※22019年度の文部科学省の調査から抜く

「学校要因」解決糸口に

文部科学省による二〇一九年度の全国調査では、公立中学校での不登校生徒数は十二万一千五百十九人。その要因は学級「家庭」「本人」の二つに分類された。右のグラフでは、その中の学校要因(複数選択可)のうち「学びがめら」とした回答数を毎年割合を算出した。

その結果、「友人関係」が約33%、「学業の不振」が33%となり、「学び合いで」によって除外が期待される要因が上位に上り詰めた。なお、公立中学校での「いじめ」の認知率は約1万件あるが、この調査での不登校要因としては、1件に匹敵した。

新聞
中日
令和2年1月17日(木)
No.1

教育に関する大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしています。

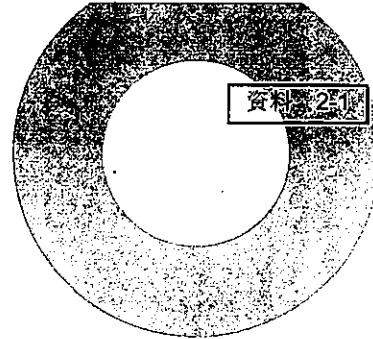
大綱は、教育基本法に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の基本的な方針を大綱に位置付けることができると考えられています。このことから、本市では、以下の4つの計画をもって大綱に代え、教育行政における目標や基本的な方針とすることとし、今後の改定においても同様としたいと考えています。

教育に関する大綱

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○ 岡崎市学校教育等推進計画 | 担当：教育委員会 |
| ○ 第2次岡崎市文化振興推進計画 | 担当：社会文化部（文化振興課） |
| ○ 岡崎市スポーツ推進計画 | 担当：社会文化部（スポーツ振興課） |
| ○ 第2次岡崎市生涯学習推進計画 | 担当：社会文化部（市民協働推進課） |



概要版



岡 崎 市

策定にあたって

岡崎市では、2006(平成18)年に「岡崎市文化振興推進計画」を策定し、文化芸術の振興を進めることで、計画期間満了後も、まちなかでのアートイベントの開催やシャズの街づくりなど、様々な施策を展開してきました。上位計画である「岡崎市総合計画(後期基本計画)」においても、本市固有の歴史文化資産を観光資源として活用する「重点プロジェクト1 歴史観光プロジェクト」が掲げられ、また、2016(平成28)年7月に市制施行100周年を迎えたことを契機に、乙川リバーフロントエリアを中心としたまちづくりや、地域の個性を活かした取組みに公民連携で取り組んでいるところです。

国においても、これまで食館中心であった劇場を活性化するための法律「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、文化芸術をとりまく環境が変化しつつあります。こうした様々な変化に対応しながら、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、心豊かで質の高い生活を送ることができるようにまちの実現を目指し、「第2次岡崎市文化振興推進計画」(以下「計画」という。)を策定します。

計画の位置づけ

計画は、「文化芸術振興基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「総合計画」の理念を踏まえるとともに、関連する計画等の施策と連携しながら、文化振興を進めるための指針を示したもののです。

岡崎市の上位計画

●岡崎市総合計画(基本構想・基本計画)／●岡崎市まち・ひと・しごと共生総合戦略

岡崎市の関連計画

- 岡崎市歴史的風致維持向上計画
- 岡崎城跡整備基本計画
- 岡崎市公共施設等総合管理計画
- 岡崎市觀光基本計画・アクションプラン
- 乙川リバーフロント地区整備計画
- 岡崎市商工振興計画
- 内田修シャズコレクション基本計画

第2次岡崎市 文化振興推進計画

- 文化芸術振興基本法／●劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 岡崎市文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)／●[附]文化芸術創造あいちづくり推進方針

計画期間

計画期間は、2017(平成29)年度から2026(平成38年度までの10年間)とします。また、社会情勢の変化や本市の状況などに合わせ、中間年度である2021(平成33)年度に見直しを行います。

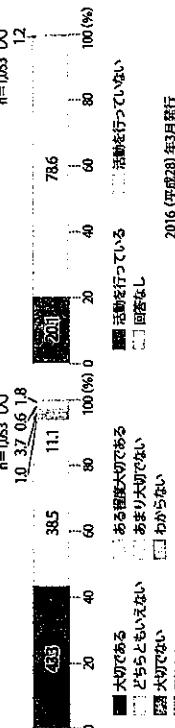
□文化施策の現状

本市の文化施策を担う施設や歴史文化に触れることがができる施設は数多くあります。が、一部の施設では老朽化が問題となっています。「市民会館」については大規模改修を行いましたが、その他の施設についても順次対応していくことが求められています。また、近年は「ジャズの街岡崎」の普及や「あいのトリエンナーレ」の地域会場となるなど、まちなかでの芸術の振興に取組んでいます。今まで以上に市民とともに文化芸術の振興に取組むことや、身近な場で文化芸術に触られる地域づくりに取組んでいくことが必要です。

□文化に対する市民意識

多くの人が「岡崎市は文化的なまちだ」と思っており、文化芸術の鑑賞や活動について「大切である」と感じています。しかしながら、2015(平成27)年に文化芸術活動を行っている人は2割です。市民が実際の生活中に文化芸術活動を取り入れられるような環境づくりが求められています。

■文化芸術活動を行っているかどうか



■文化芸術活動を行っていないかどうか

2016(平成28)年3月実行
岡崎市市民文化意識調査結果報告書より

□取組むべき主要課題

本市の文化に関わる様々な現状や問題点、前計画の検証、市民意識調査結果などから抽出された主要課題を、以下7点に整理します。(各主要課題に対する施策の方向は次頁)

1 文化芸術活動の活性化と参加促進

- 主に「基本方針1 文化芸術の振興」で対応

2 次世代の文化芸術活動を担う人づくり

- 市民や団体、企業等との協働の促進

3 市民方針2

- 主に「基本方針3 歴史文化の継承と活用」で対応

4 市民方針3

- 主に「基本方針3 文化を支える基盤づくり」で対応

基 本 理 念

伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎



基 本 目 標

基本目標1 個性豊かな市民文化の創造

岡崎の歴史文化に深い理解と愛着を持ち、
様々な文化活動に主体的に関わる市民を育てます。

今後の10年間を 目指す将来像

『市民文化芸術』 全ての市民が、気軽に文化芸術に親しみ、自ら実践することを通して、創造的で豊かな日常生活を送っています。
 『創造活動』 伝統芸能から現代舞台芸術まで、創造的で質の高い文化芸術活動がまちに溢れ出し、若い芸術家もイキイキと活躍しています。
 『地域活性化』 文化芸術を活かした観光振興や情報発信により、文化芸術都市としてのブランド力が向上し、まちが活性化しています。
 『ひとづくり』 ふるさと岡崎に誇りと愛着をもち、新たな市民文化を拓く担い手となる子どもたちや若者が着実に育っています。

施 策 の 方 向 と 取 組 内 容

基本方針1 文化芸術の振興

施策の方向

- 1-1 文化芸術活動の活性化
 (1) 文化芸術に親しむ機会の拡充
 (2) 市民が文化活動を行う場と機会の充実
 (3) 市民が主体的に進める文化事業への支援
- 1-2 文化を創造する人づくり
 (1) 文化創造の担い手となる人材の育成・支援
 (2) 文化を享受・創造する次世代の人材の育成
 (3) 文化とまちをつなぐ人材の育成

施策の方向

- 2-1 歴史文化の保存と継承
 (1) 文化財などの保存と活用
 (2) 伝統文化の継承
- 2-2 歴史文化を活かしたまちづくり
 (1) 歴史文化の観光への活用

基本方針2 歴史文化の継承と活用

施策の方向

- 3-1 文化関連施設の充実
 (1) 文化振興の拠点整備
 (2) 文化施設のネットワーク化
- 3-2 文化情報の収集と発信
 (1) 文化活動情報の収集・発信
 (2) 利便性の高い情報システム
- 3-3 文化交流の促進
 (1) 国内外の都市や市民間の文化交流
 (2) 文化団体や市民間の交流の促進
- 3-4 文化振興の仕組みづくり
 (1) 推進体制の整備
 (2) 懲戒と協働の推進



文化財の保存・活用については
岡崎市歴史的風致維持向上計画参照
(岡崎市歴史文化基本構造も策定予定)

基本方針3 文化を支える基盤づくり

施策の方向

- 3-1 文化関連施設の充実
 (1) 文化振興の拠点整備
 (2) 文化施設のネットワーク化
- 3-2 文化情報の収集と発信
 (1) 文化活動情報の収集・発信
 (2) 利便性の高い情報システム
- 3-3 文化交流の促進
 (1) 国内外の都市や市民間の文化交流
 (2) 文化団体や市民間の交流の促進
- 3-4 文化振興の仕組みづくり
 (1) 推進体制の整備
 (2) 懲戒と協働の推進

重 点 プ ラ ジ

重点プラン1 市民会館などを核とした市民人材の育成

重点プラン2 文化施設の整備・充実と事業運営の強化

重点プラン3 市民や各種団体、企業等との協働の仕組みづくり

重点プラン4 市民と芸術の距離を近くするコミュニケーションアートの展開

重点プラン5 岡崎が育む伝統文化の次世代継承とシビックプライドの醸成

■重点プラン4 市民と芸術の距離を近くするコミュニケーションアートの展開

計画内のそれぞれの施策・事業を個別に進めるだけでなく、共通するテーマにより運動性をもたせながら推進し、相乗効果を発揮させる点が大切です。以下の5つを「重点プラン」として明確に位置づけ、将来を見据えた魅力ある文化芸術振興を推進します。

重点プラン1 市民会館などを核とした専門人材の育成

- 取組1 ■専門スタッフの育成・確保
- 取組2 ■若手芸術家のインキュベーション機能*の充実

例えば…

- ④日常的に文化芸術に触れる機会が少ない市民に対して、文化芸術活動への参加を促すための高い芸術能力とコミュニケーション能力をもつ芸術家を育てることを目的として、美術や舞台芸術などの各分野において主体的に活動できる「創造スタッフ（候補）」の育成・確保を進めます。（取組1より）
- *インキュベーション機能…若手芸術家等が物語に乗るよう支援を行う機能のこと

重点プラン2 文化施設の整備・充実と事業運営の強化

- 取組1 ■美術館・3館の機能整理
- 取組2 ■ホール系施設の役割分担と市内外における事業運営の拡充

例えば…

- ④美術館3館について、博物館法に適合した美術館・博物館群として、「岡崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に機能整理及び集約化を図っていきます。（取組1より）
- ④美術館3館における概ねの機能は、「美術博物館」は市の美術博物施設の中核施設、「おかざき世界子ども美術博物館」は美術博物館の子ども部門、「美術館」は美術博物館のギャラリー部門(貸館)及び絵画教室などの美術講座等を行っていく施設と位置付けます。（取組1より）

重点プラン3 市民や各種団体、企業等との協働の仕組みづくり

- 取組1 ■文化芸術振興に資する公募型市民企画事業導入
- 取組2 ■文化団体と幅広い市民活動団体・企業等との連携促進
- 取組3 ■ボランティアスタッフ（コミュニケーションアート）の充実

例えば…

- ④広く市民に開かれた官民連携による文化芸術振興を進めるために、施設における接遇や案内、情報誌の発行などの施設運営をサポートするボランティアの育成及び組織化を進めます。（取組3より）

重点プランの推進

■重点プラン

■重点プラン4 市民と芸術の距離を近くするコミュニケーションアートの展開

取組1 ■まちなかを舞台にしたアートプロジェクトの充実

取組2 ■文化芸術活動拠点の発掘及びネットワーク形成

取組3 ■アウトチー及び教育プログラムの推進

例えば…

- ④ジャズダンスなどの舞台芸術や、あいちトリエンナーレでみられた現代美術など、既存の取組みを生かしてまち全体を舞台に展開することで、市民が気軽に触れ合ったり文化芸術の創造のプロセスなどで、文化芸術に対する機会を数多く提供します。（取組1より）
- ④地域のコミュニティ施設や民間施設などの市民生活に身近な場所で、鑑賞機会やアウトチーフプログラムなどを充実することで、文化芸術に対する興味を振り起し、市民の生活の質の向上や地域課題の解決などを目指します。（取組3より）
- *アウトチー…学校や地域に出向いて普及啓発を行うこと

■重点プラン5 岡崎が誇る伝統文化の次世代継承ヒビックブライドの醸成

取組1 ■岡崎城等の歴史文化施設の役割分担と事業運営の拡充

- 取組2 ■歴史文化資産の再評価及び教育プログラムの充実によるヒビックブライドの醸成
- 取組3 ■「ジャズの街 岡崎」の取組みの充実と地域ブランドの確立

例えば…

- ④ジャズコレクションを活用したセミナー開催等により情報発信力を高める一方、次世代に向けたジャズのアウトチーフ活動や育成支援を推進し、ヒビックブライドの醸成と文化芸術都市としての地域ブランドの向上を目指します。（取組3より）

■文化施設に求められる役割

- 本市の文化芸術振興の核となる各文化施設の使命（ミッション）や役割を明確にすることとともに、今後、それを具現化する具体的な事業内容やその実施時期などをアクションプランとして整理します。文化施設に關わる人々の意見を反映しながら、施設同士の連携、観光・産業の振興の視点やまちづくりへの貢献の視点を意識した、自ら考え・行動する文化施設を目指します。

- 岡崎市民会館
- 岡崎市美術博物館
- （マインドスケープ、ミュージアム）

貸賃運営を中心とした市民会館について、文化芸術基本法、劇場、音楽堂等活性化法の示す方向性に基づいて、文化芸術と社会との繋びの創出を進めます。具体的には、市民と文化芸術の距離を近くするようなアーツネジメントを、様々な市民組織、文化芸術団体及び企業などと協働し、市民会館が主導的、かつ創造的に行うことにより、四ツ河の中心都市たる岡崎市において、これまで培われてきた豊かな文化芸術活動をさらに発展させ、また、新たな文化芸術の風潮を育みます。そして、持続的で魅力ある都市を支える文化芸術の基础设施（インフラ）の核としての役割を担います。

岡崎市美術博物館等の複数を収集し、保管し、又は展示するどもに、今後は、美術系文化施設の中核施設としての役割を担います。ホールを有する文化施設の運営にも寄与します。

□推進体制と進行管理の仕組み

計画の推進にあたっては、市民、文化団体、アーティスト、ボランティアなど、様々な主体が連携・協力し、それぞれが自主的・主体的に活動を進めながら、一体となって取組みます。

進行管理については、行政のみならず、学識経験者や専門家等による外部評価・検証を行い、施策の内容や進め方等について適宜改善を図っていきます。



□数値目標

本市の最上位計画である「岡崎市総合計画」における行政評価と整合を図りながら、計画全体及び基本方針ごとに代表的な施策・事業に関する成果指標 [目標年次は2025(平成37)年]を設定します。

	成 果 指 標	現 況 値 (2016年2月)	目 標 値 (2025年3月)
計画全体	岡崎市が文化的なまちだと思う市民の割合	67.8%	72.0%
	文化芸術に触れることが大切であると回答する人の割合	81.8%	86.0%
	過去1年間に文化芸術活動を行っている市民の割合	20.1%	25.0%
基本方針1 文化芸術の振興	過去1年間に文化芸術を鑑賞した人の割合	55.3%	60.0%
	市民会館の利用者数(*現況値はH26年度) 市民会館の座席数が減少していることを考慮し、H30年度始めに値を見直します。	228,482人	240,000人
	美術館3館の合計年間利用者数(*現況値はH26年度)	316,009人	332,000人
基本方針2 歴史文化の継承と活用	「伝統文化・伝統芸能の継承」の取組みに対する市民満足度	22.6%	28.0%
	「歴史文化の観光への活用」の取組みに対する市民満足度	28.3%	30.0%
基本方針3 文化を支える基盤づくり	「文化施設の整備充実」の取組みに対する市民満足度	23.0%	28.0%
	「文化活動団体への支援」の取組みに対する市民満足度	10.7%	15.0%

発行：岡崎市 文化芸術部 文化総務課

* H29年度組織改正により社会文化部文化振興課となります。

発行日：2017(H29)年3月

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL: 0564-23-6615 FAX: 0564-23-6343

岡崎市スポーツ推進計画

(岡崎市スポーツ振興計画 中間見直し版)

岡 崎 市

岡崎市スポーツ推進計画 【目 次】

第 1 章 計画改定にあたって	1
1-1 計画改定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	4
1-3 計画の推進期間	4
第 2 章 現行計画の成果と課題	5
2-1 現行計画の成果と課題	5
第 3 章 計画の基本理念	21
3-1 基本理念	21
3-2 スポーツ推進の基本的な考え方	22
3-3 施策体系	23
3-4 計画目標	24
第 4 章 施策の展開	25
4-1 スポーツ機会の充実	25
4-2 スポーツクラブ・団体の活動支援	32
4-3 スポーツ環境の整備・充実	34
4-4 人材の育成・体制の整備	37
4-5 スポーツに関する情報提供の充実	39
第 5 章 計画の推進に向けて	42
5-1 推進体制	42
5-2 評価・見直し	43
参考資料	44
参-1 スポーツに関する市民意識調査	44
参-2 策定・見直しスケジュール	46
参-3 委員会名簿	47

第1章 計画改定にあたって

1-1 計画改定の趣旨

(1) 岡崎市スポーツ振興計画の策定・推進

本市では、市民の誰もが、生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむ環境を整えることにより、スポーツが市民の暮らしに根付き、市民生活においてスポーツライフが定着することを目指し、平成22年3月に「岡崎市スポーツ振興計画」(以下、「現行計画」という。)を策定しました。

現行計画では、基本理念を『スポーツでつなぎ 育む いきいきげんき 岡崎』とし、市民の多様なスポーツへの関わり方に着目し、①スポーツをはじめる(スタート)、②スポーツで生活を楽しむ(エンジョイ)、③スポーツで生活の質を高める(クオリティアップ)という3つの視点に立ち、スポーツ機会の充実、スポーツクラブ・団体の育成・支援、スポーツ施設の整備・充実、人材の育成・体制の整備、スポーツ情報の提供に取り組んできました。

また、現行計画の計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間であり、その中間年である平成26年度には、取り組みの進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、中間見直しを行い、計画の充実を図ることとしています。

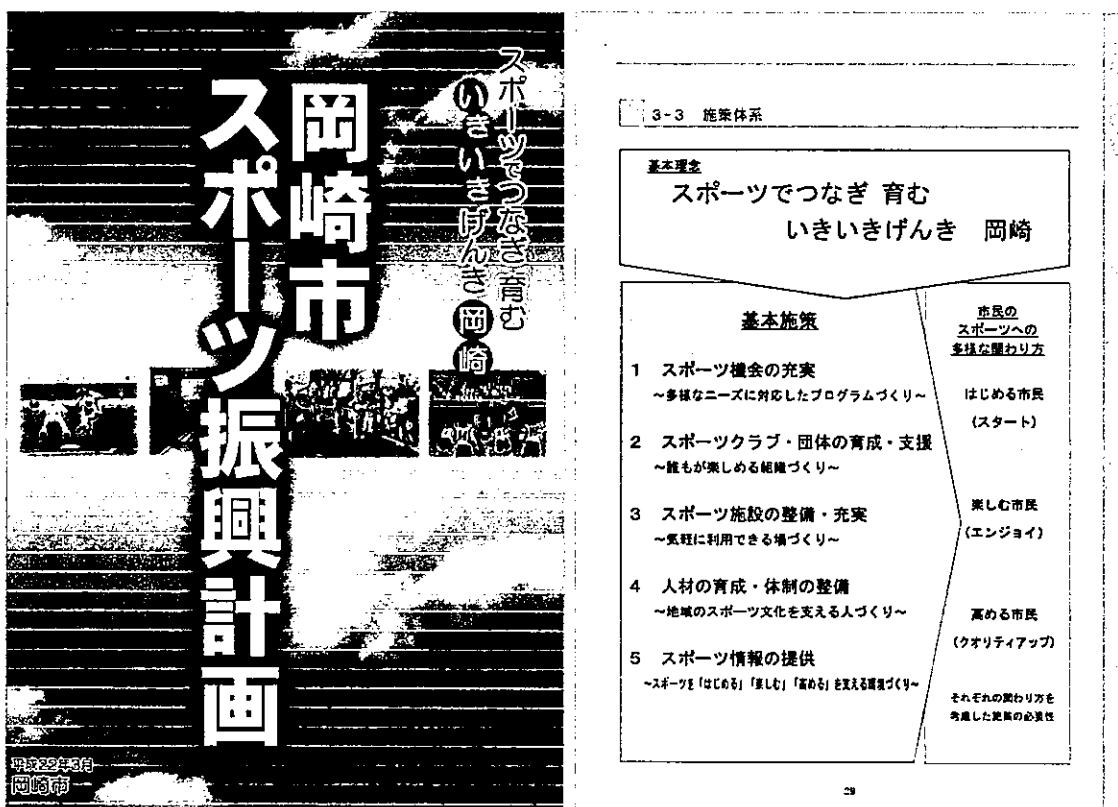


写真 岡崎市スポーツ振興計画（左：表紙、右：施策体系）

(2) 国・県のスポーツ推進に係る動向

国では、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行され、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正されました。『スポーツは、世界共通の人類の文化である』という言葉から始まる同法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとし、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

平成24年3月には、同法に基づき「スポーツ基本計画」が策定されました。同計画では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、『年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること』を基本的な政策課題とし、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進といった政策目標を設定しています。また、同法では、地方公共団体はスポーツ基本計画を参考して、地方の実情に即したスポーツ推進計画を定めるよう努めるものとするとしています。

愛知県では、平成25年3月に10年間程度を見通したスポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」を策定しています。同計画では、県民一人ひとりがそれぞれのライフステージや興味・関心等に応じて、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しみ、活力ある『スポーツ愛知』を実現するための基本的な方向性を示しています。

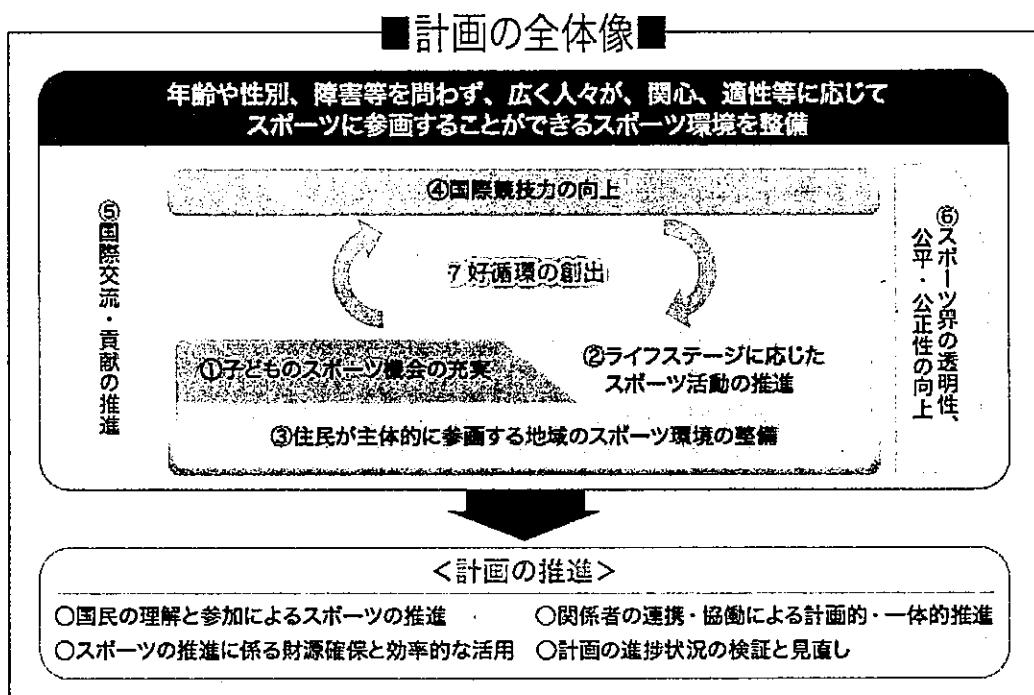


図 スポーツ基本計画の概要

出典：スポーツ基本計画 リーフレット（文部科学省）

(3) 計画改定の意義

近年、少子高齢化や情報化の進展、地域コミュニティの衰退や人間関係の希薄化など、様々な課題が顕在化しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域の支え合いや社会の絆の重要性が改めて認識されました。

スポーツは、心身の健康増進につながるだけでなく、他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育み、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成して地域社会の再生に寄与するなど、様々な課題を抱える現代社会において、大きな役割を果たすことが期待されています。

また、平成32年には「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定しており、市民のスポーツに対する興味・関心は今後益々高まっていくと考えられます。

本市では、現行計画の中間年である平成26年度に、これまでのスポーツ振興の取り組みの進捗状況を評価するとともに、スポーツに関するアンケート調査で得られた結果や、生涯スポーツから競技スポーツにわたる本市のスポーツをとりまく社会情勢の変化を踏まえた中間見直しを行い、併せて平成23年8月に「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」として全部改正され「スポーツ推進計画」の策定が地方自治体の努力目標とされたことを受け、「岡崎市スポーツ推進計画」として、計画の一層の充実を図ることとしました。

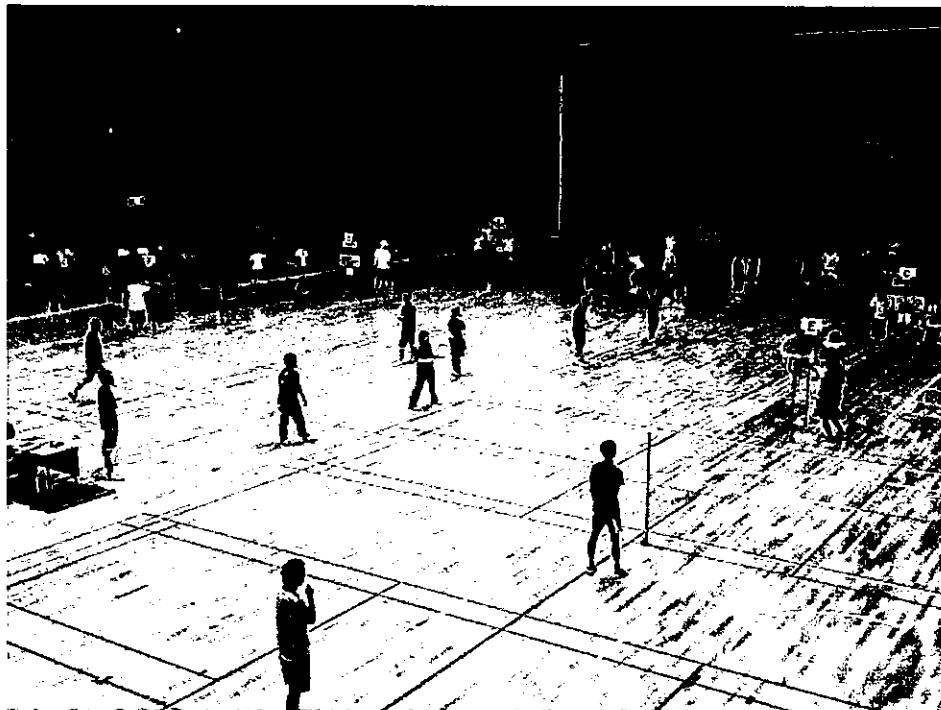
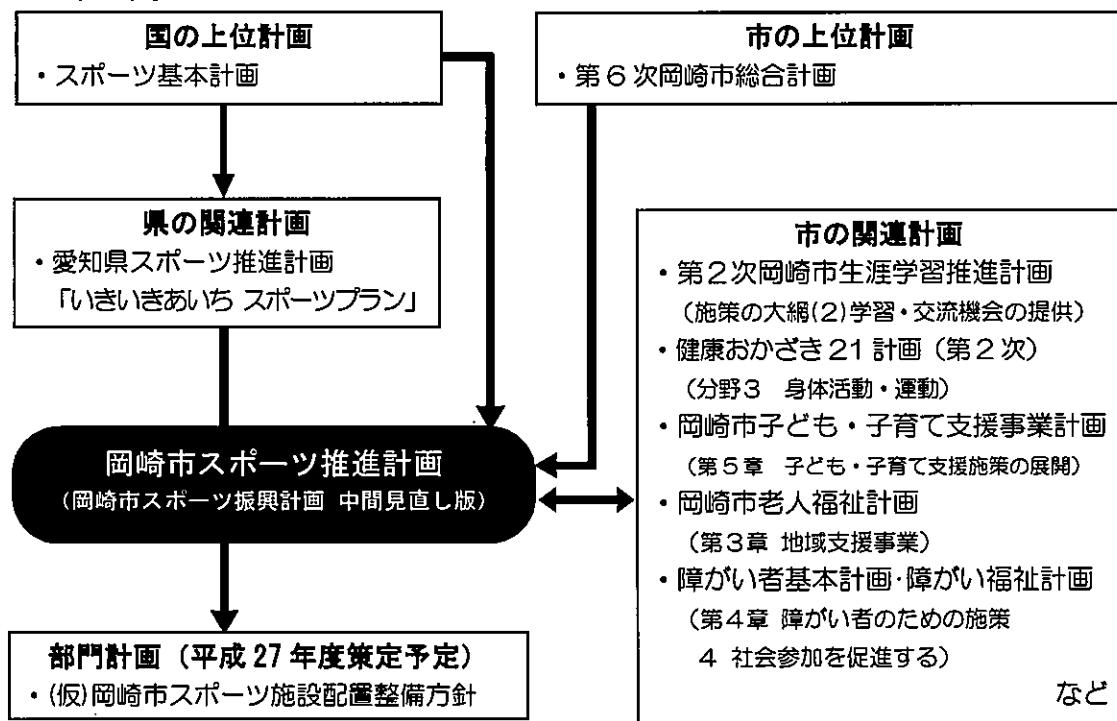


写真 岡崎市スポーツ・レクリエーション祭の様子

1-2 計画の位置づけ

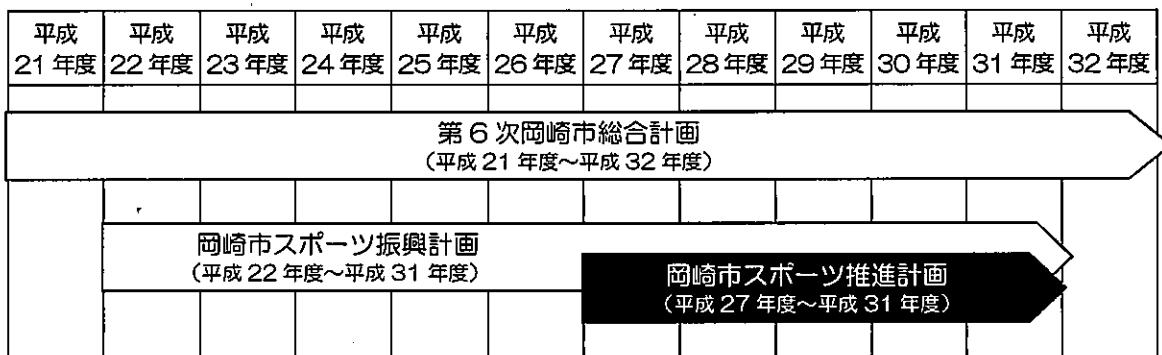
本計画は、国のスポーツ基本法に基づいた「スポーツ基本計画」や、県のスポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」を踏まえ、従来の振興だけでなく、本市におけるスポーツ推進の理念ならびに方向性を明らかにし、スポーツ推進施策を定めるものです。

また、市の上位計画である「第6次岡崎市総合計画」ならびに、関連計画である「健康おかざき21計画（第2次）」、「岡崎市子ども・子育て支援事業計画」などと連携し、体系的にスポーツ推進を図ります。



1-3 計画の推進期間

計画期間は、「岡崎市スポーツ振興計画」の計画期間の後期5年間にあたる、平成27年度から平成31年度までとします。



第2章 現行計画の成果と課題

2-1 現行計画の成果と課題

現行計画は、基本理念を『スポーツでつなぎ 育む いきいきげんき 岡崎』とし、スポーツ機会の充実、スポーツクラブ・団体の育成・支援、スポーツ施設の整備・充実、人材の育成・体制の整備、スポーツ情報の提供という5つの基本施策、さらにはそれらに基づく具体的な事業を定めています。

ここでは、基本方針及びそれらに基づく具体的な事業について、事業内容・取組内容に対する成果と課題を整理します。

(1) スポーツ機会の充実

① スポーツを始めるきっかけづくり

【具体的な事業】

- ア スポーツを「はじめる」プログラムの展開
- イ ニュースポーツの普及
- ウ 地元選手や団体の活躍の紹介・PR

取組

- ア 誰でも簡単に取り組むことのできるレクリエーションスポーツのルールを記載した「スプロレクハンドブック」を作成し、スポーツを始めるきっかけとなるよう努めています。
- イ ニュースポーツの普及として、岡崎市スポーツ・レクリエーション祭の開催、スポレク器具の無料貸し出しを行っています。また、出前講座にてニュースポーツの紹介を行っています。
- ウ 地元選手や団体の活動状況を市HPや広報誌「市政だよりおかざき」を活用し、市民に紹介しています。また、全国大会等に参加する選手に対して、市長表敬を行っています。

成果

- ・スプロレクハンドブック改定 500部作成（平成27年3月）全スポーツ推進委員へ配布。
- ・ニュースポーツ器具貸出し日数（全15種目累計日数）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
389日	631日	549日	493日

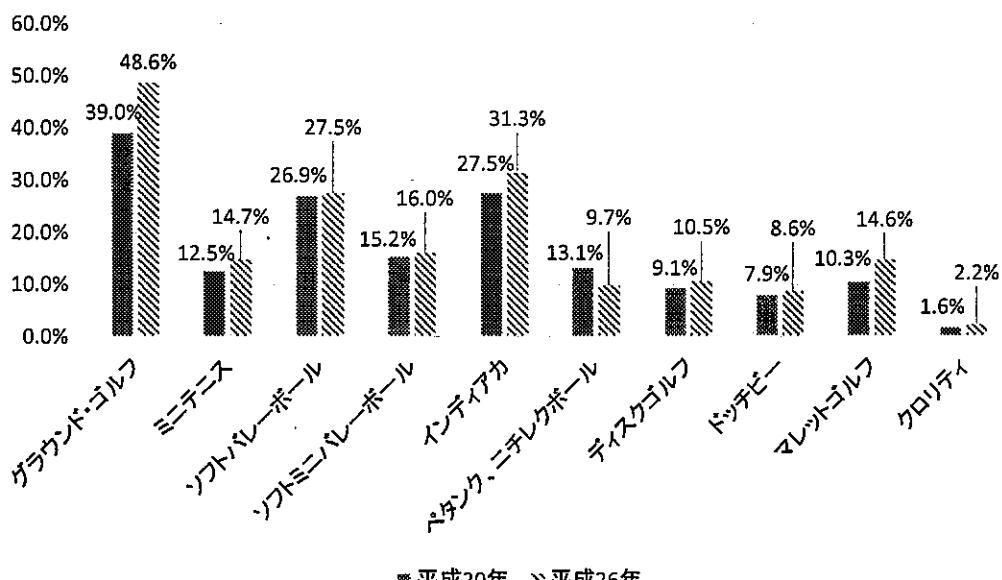
- ・全国大会等に出場する選手や団体に対しての市長表敬件数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
12件	12件	20件	14件

課題

- ・貸し出しスポレク器具が老朽化しており、計画的に更新する必要があります。
- ・ニュースポーツの普及については、前回調査と比較し、認知度が高くなりましたが、10%前後の種目が多く、今後も継続して普及に努めていく必要があります。

ニュースポーツ認知度



※ 平成20年 ▲ 平成26年

出典：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査

② 気軽に楽しめるスポーツプログラムの提供・充実

【具体的な事業】

- ア スポーツ大会・イベントの充実
- イ スポーツ教室・スポーツ大学の充実
- ウ ニュースポーツの推進

取組

- ア 岡崎市が主催する事業として、岡崎市スポーツ・レクリエーション祭や岡崎市民体育祭、交通安全 岡崎市民駅伝競走大会等を行っています。また、スポーツ推進委員連絡協議会の自主事業として、スローピッチソフトボール交歓会、学区交歓ソフトミニバレーボール大会、(公財)岡崎市体育協会の自主事業として、トレジャーラリー、ラジオ体操などが行われています。
- イ 岡崎市体育協会による各種目のスポーツ教室の開催やスポーツ大学の開催を支援しています。
- ウ ニュースポーツの推進として、岡崎市スポーツ・レクリエーション祭の開催、スポレク器具の無料貸し出しを行っています。また、出前講座にてニュースポーツの紹介をしています。

成果

・各種大会参加者の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	傾向
岡崎市スポーツ・レクリエーション祭	1,586	1,707	1,559	1,462	1,334	➡
岡崎市民体育祭	7,000	7,000	5,000	5,000	5,000	➡
おかざきマラソン	2,193	2,908	3,075	5,255	5,503	➡
交通安全 岡崎市民駅伝競走大会	1,836	1,910	2,016	2,152	2,236	➡
合計	12,615	13,525	11,650	13,869	14,073	➡

・スポーツ教室開設実績

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
21 教室	21 教室	20 教室	18 教室	21 教室
3,890 人	2,535 人	2,389 人	3,377 人	3,089 人

・スポーツ大学参加者数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
169 人	620 人	232 人	280 人	325 人

※平成 23 年度より年 2 回開催

課題

- 市主催全体の大会参加者は増加傾向にありますが、スポーツ・レクリエーション祭の参加者は減少傾向にあり、競技種目等の見直しを図る必要があります。



写真 岡崎市民体育祭の様子

③ 子どものスポーツの振興・体力の向上

【具体的な事業】

- ア スポーツ少年団への支援
- イ スポーツ教室の充実
- ウ 小中学校との連携

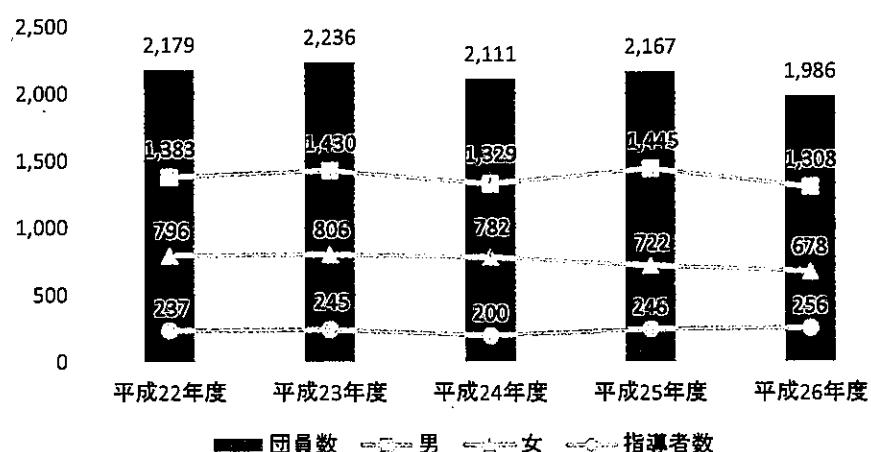
取組

- ア 広報紙「市政だよりおかざき」への団員募集記事の掲載など、事業補助を行っています。
- イ 学校部活動とは関係なく、地域全体の子どもの体力・技術向上を目的としたスポーツ教室等の開催を支援しています。
- ウ 各競技大会に小中学校の部門を設け、部活動単位での参加ができるようにしています。また市民駅伝競走大会では市内全中学校からエントリーがあります。

成果

- ・スポーツ少年団団員数推移

スポーツ少年団団員数推移



- ・岡崎市民駅伝競走大会中学校参加チーム数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男子	37	37	38	38	40
女子	35	36	36	39	39

課題

- ・スポーツ少年団の指導員は一定数確保されていますが、団員数が減少傾向にあり、対策が必要です。

④ 高齢者・障がい者のスポーツの振興

【具体的な事業】

- ア 高齢者スポーツの振興
- イ 障がい者スポーツの振興

取組

ア 高齢者スポーツに関しては、隔年でのゲートボール大会とグラウンド・ゴルフ大会の開催、シニア向けニュースポーツの紹介、出前講座による健康体操・ストレッチ等を行っています。

また、平成26年度においては、おかざきマラソンなど9つの市民大会にて、高齢者部門（60歳以上）を設け、高齢者スポーツの振興に取り組みました。

イ 障がい者スポーツに関しては、スポーツを通じて障がい者の体力増進、交流、余暇活動の充実などのために毎年岡崎市障がい者スポーツ大会を開催しています。その他にも、全国大会等に出場する障がい者への賞賜金贈呈、全国ろうあ者体育大会補助金の交付などを行っています。

成果

・老人クラブスポーツ大会参加者数（長寿課）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グラウンド・ゴルフ大会	441人		457人		448人
ゲートボール大会		207人		181人	

・障がい者賞賜金実績

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8人	7人	10人	12人	11人

・全国ろうあ者体育大会補助金実績（障がい福祉課）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
11人	23人	15人	22人	14人

課題

- ・ゲートボール大会は参加者が減少傾向にあり、対策が必要です。
- ・障がい者スポーツ大会は、障がいの種別や年齢によらず参加ができるよう実施種目を検討する必要があります。

⑤ 競技力の向上

【具体的な事業】

- ア 地元選手や団体の活躍の紹介・PR
- イ 頒彰制度の充実

取組

- ア 全国スポーツ大会等に出場する地元選手・団体に対して激励会を開催しています。また、全国大会等で優秀な成績を収めた地元選手・団体に対して表彰を行っています。
- イ 全国大会等に出場する選手や団体に対して、賞賜金を贈呈し競技者の意欲向上を図っています。

成果

- ・愛知県市町村対抗駅伝競走大会では、毎年代表で選ばれた選手の激励会を行っています。
- ・賞賜金実績

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1,116 人 (252 件)	967 人 (251 件)	460 人 (117 件)	490 人 (119 件)	416 人 (103 件)

※平成 24 年度より制度変更

課題

- ・競技者の意欲向上や競技力の向上のため、現行の取組を継続的に実施する必要があります。
- ・全国や世界レベルを目指す地元選手に対し、競技力向上のため、場の提供をする必要があります。

⑥ 観戦スポーツの推進

【具体的な事業】

ア 観戦スポーツの誘致

取組

ア 市民のスポーツに対する関心を深めるため、岡崎中央総合公園にてトップレベルの試合を開催しています。

成果

・主な観戦スポーツ開催実績

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
Vプレミア リーグ	試合数	-	4	8	-	4
	観客数(人)	-	3,000	7,200	-	5,000
Vチャレンジリー グ	試合数	-	-	-	4	4
	観客数(人)	-	-	-	1,500	3,000
b J リーグ	試合数	-	2	2	-	4
	観客数(人)	-	4,000	4,000	-	6,500
Fリーグフレ シーズンマッチ	試合数	-	1	1	1	1
	観客数(人)	-	1,500	1,500	1,500	1,500
全国高校野球選手権大会 愛知県予選	試合数	29	29	27	30	31
	観客数(人)	26,800	23,600	32,900	25,700	31,500

課題

・引き続き、指定管理者と連携し、誘致活動を計画的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。



(2) スポーツクラブ団体の育成・支援

① 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

【具体的な事業】

- ア 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援
- イ 総合型地域スポーツクラブのPR・広報

取組

- ア スポーツ振興基本計画に基づき、平成22年4月に総合型地域スポーツクラブ（NPO法人ワスパ）が設立され、活動支援を行っています
- イ 総合型地域スポーツクラブの認知度の向上と、必要性を知ってもらうため、広報活動等を支援しています。

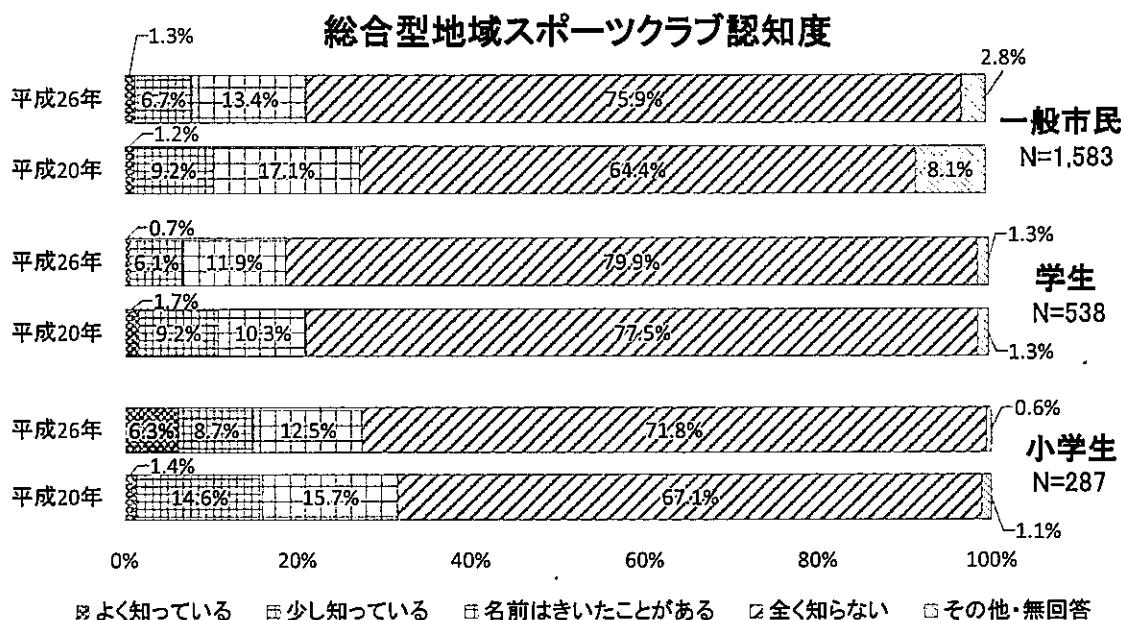
成果

- ・総合型地域スポーツクラブNPO法人ワスパ設立（平成22年4月）
- ・活動支援としてNPO法人ワスパに対して施設の優先予約を行っています。
- ・NPO法人ワスパ会員数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,049人	1,201人	1,449人	1,624人	1,704人

課題

- ・引き続き、総合型地域スポーツクラブに対し、活動拠点となる施設の提供をする必要があります。
- ・総合型地域スポーツクラブの認知度が低いため、PR・広報の対策が必要です。



出典：岡崎市・スポーツに関するアンケート調査

総合型地域スポーツクラブとは？

総合型地域スポーツクラブとは、毎日生活している地域の中で、子どもたちから高齢者まで、いつでも気軽にいろいろなスポーツが楽しめる地域密着型のスポーツクラブのことです。

- ①子どもから高齢者まで（多世代）
- ②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）
- ③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）

という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

総合型地域スポーツクラブで元気なまちづくり！！



会員の交流拠点となる
クラブハウス



市民（地域住民）
会員として活動に参加

定期活動

市民（地域住民）

- ・スポーツ教室、スクール
サークル活動など

不定期活動

- ・医師による健康相談
- ・指導講習会
- ・スタッフ研修会など

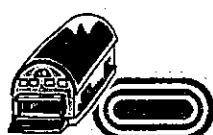
交流事業

クラブマネージャー、
運営委員、指導者など
として参加

- ・会員間の交流を図る行事やイベント
- ・地域住民全体を対象としたイベントなど

ニーズに応じたスポーツ指導

- ・有資格指導者の配置
- ・指導者部会の設置など



小中学校体育館・
運動場の地域開放



学区運動広場の活用

将来的には、スポーツ以外にも活動が広がり、
まちづくりの拠点にもなります。

② クラブ・団体の活動支援

【具体的な事業】

- ア クラブ・団体への情報提供
- イ クラブ・団体への活動支援
- ウ スポーツ活動の振興・啓発

取組

- ア 広報紙「市政だよりおかざき」に各種スポーツ大会やイベント、教室等の情報を掲載し、スポーツ情報を幅広く発信しています。また、機関紙「おかざき体協」を年3回発行し、各種スポーツ大会の概要や結果、市内スポーツ施設の紹介、スポーツに関わる今日的問題等幅広い視野から情報を発信しています。その他、岡崎市スポーツ推進委員連絡協議会より、四半期に一度「スポーツ推進だより」を発行しており、スポーツ推進委員主催の大会の様子や学区でのスポーツ推進委員の活動報告を行っています。
- イ 各競技団体を統括する公益財団法人岡崎市体育協会へ市民スポーツ大会の開催を委託することにより、クラブ・団体の充実・強化を行っています。
- ウ 各小学校区社会教育委員会へ地域市民スポーツ振興補助金を交付し、地域ごとの市民のニーズに即したスポーツ振興補助を行っています。

成果

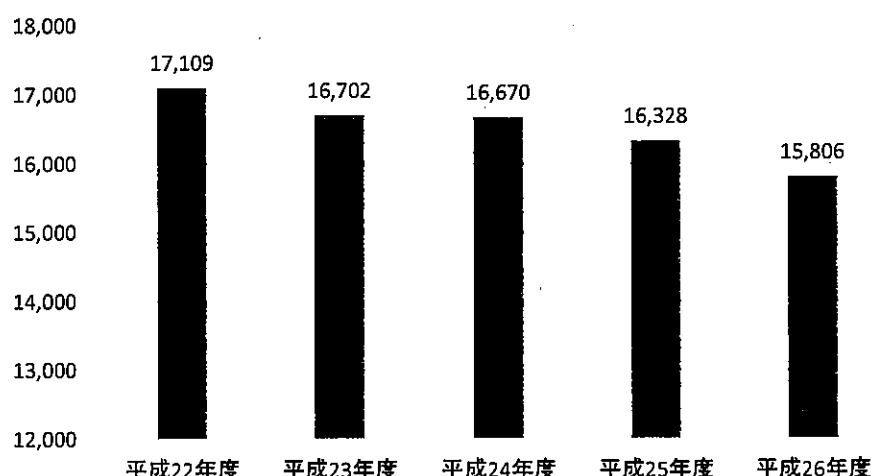
- ・おかざき体協発行部数・・・・・・6000部／年
- ・スポーツ推進だより発行部数・・・6000部／年
- ・地域市民スポーツ振興補助金実績

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
5,976,000円	5,977,800円	5,984,100円	5,947,000円	5,954,000円

課題

- ・体育協会加盟団体の会員数が減少傾向にあるため、広報活動等を強化する必要があります。
- ・地域スポーツの活性化のため、各学区への支援を継続的に取組む必要があります。

体育協会加盟団体人数



(3) スポーツ施設の整備・充実

① スポーツ施設の整備

【具体的な事業】

ア 地域のスポーツ施設の整備・充実

取組

ア スポーツ施設の種類や地域別の配置、市民ニーズなどを勘案して、計画的なスポーツ施設の整備・配置を検討しています。

成果

- 平成 25 年 4 月に常磐南運動広場を学区運動広場として設定しました。

課題

本市ではスポーツ施設の老朽化が進行しており、今後既存施設の長寿命化・改修を計画的に進めるとともに、本市に不足する施設については整備に向けて方針を検討していく必要があります。

② スポーツ施設の有効活用

【具体的な事業】

ア 施設利用の促進

イ スポーツ施設の適切な管理

取組

ア スポーツ施設予約システムの充実などを行い、コストの低下と施設利用の促進を図っています。

イ 市民ニーズに即したスポーツ施設の適切な維持管理に努めています。

成果

- 平成 27 年 1 月に施設予約システム更新を行いました。

課題

市民ニーズに即したスポーツ施設の適切な管理方法を検討し、維持管理を行っていくとともに、夜間照明設備の老朽化が目立つため、改修計画を立て、計画的な改修を行う必要があります。

③ 身近なスポーツ施設の充実

【具体的な事業】

- ア 学校体育施設の活用の充実
- イ 大学・企業スポーツ施設の利用促進
- ウ 公共施設の有効活用

取組

- ア 地域住民のスポーツ拠点として、学校体育施設の地域開放を促進し、身近にスポーツができる施設の充実を図りました。
- イ 大学、企業のスポーツ施設を地域へ積極的に開放するよう働きかけ、それらの施設を有効活用することで身近にスポーツができる施設の充実を図りました。
- ウ 市民団体のスポーツ活動の拠点として、市民センター、地域交流センター、学区こどもの家など、スポーツ活動にも利用できる公共施設を有効に活用しました。

成果

- ・開放施設利用実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小・中学校	26,711 件	27,006 件	26,199 件	27,082 件	27,524 件
高校	65 件	42 件	43 件	37 件	38 件
大学・企業		2,719 件	2,625 件	2,518 件	2,720 件

小学校 47 校 中学校 19 校(H25 より 20 校) 高校 6 校 企業・大学 11 施設

- ・市民センター等をスポーツ活動の拠点として利用している団体数(平成 26 年 7 月現在)

市民センター・・・・・・28 団体

地域交流センター・・・・51 団体

学区こどもの家・・・・546 団体

課題

- ・各学区に設置している運営委員会の組織強化を図り、開放施設の効果的活用を図る必要があります。

(4) 人材の育成・体制の整備

① スポーツボランティアの育成・支援

【具体的な事業】

ア スポーツボランティアの育成・支援

取組

ア おかざきマラソンでは円滑な大会運営ができるよう、市民ボランティアを活用しています。

成果

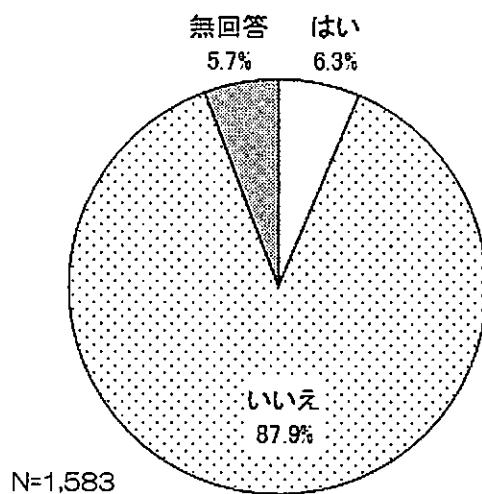
- ・おかざきマラソン市民ボランティア活用実績

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0 人	5 人	0 人	25 人	27 人

課題

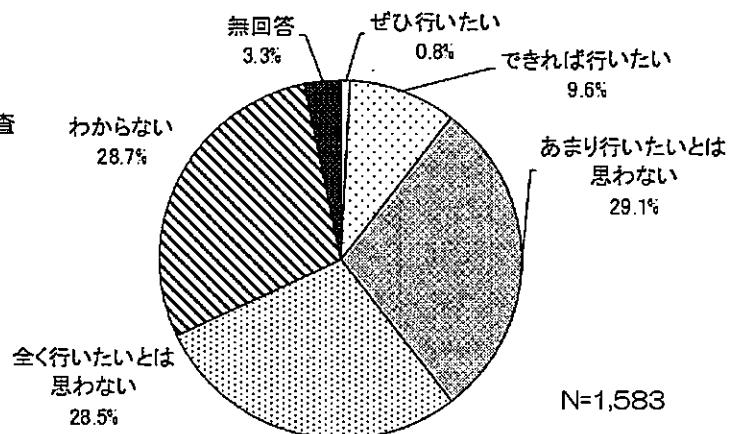
スポーツボランティア登録制度の設立については、ボランティアを活用できるスポーツ大会が現状ではおかざきマラソンのみであり、アンケート結果からもボランティアを希望する人が少ないため、見直す必要があります。

過去1年間にスポーツに関するボランティアを行ったか



出典：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査

今後スポーツに関するボランティアを行いたいか



出典：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査

② スポーツ指導者の育成・支援

【具体的な事業】

- ア スポーツ指導者の育成・支援
- イ 競技スポーツ指導者の育成・支援

取組

- ア スポーツ指導者の育成支援として、スポーツ少年団認定指導員取得講習会やリーダー研修会、スポーツ推進委員の研修会を行っています。
- イ 各種スポーツ指導者養成事業への支援を（公財）岡崎市体育協会を通じて行っています。

成果

- ・スポーツ少年団認定指導員取得講習会実績

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0 人	7 人	10 人	32 人	17 人

- ・スポーツ指導者養成事業実績

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
24 団体	23 団体	22 団体	21 団体	21 団体

課題

- ・生涯スポーツなどを指導するスポーツ指導者から、競技スポーツ指導者まで、多様なスポーツニーズに応じた指導者を育成し、継続的に支援する必要があります。

③ スポーツを「支える」ネットワークづくり

【具体的な事業】

- ア 情報発信の充実
- イ スポーツを「支える」人や団体間の連携の促進

取組

- ア 「市政だよりおかざき」や「おかざき体協」、「スポーツ推進だより」にて講習会等の案内や、ニューススポーツの紹介をスポーツ指導者に向けて行っています。
- イ スポーツ推進委員連絡協議会では、各部会の開催や研修会の開催を行い、指導者間の情報交換や連携を図っています。また、市外での研修会等に参加することにより、他市の良いところを持ち帰り、地域スポーツの発展に役立てています。

成果

- ・愛知県スポーツ推進委員研修会参加者数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
29 人	26 人	35 人	27 人	36 人

- ・西三河地区スポーツ推進委員実技研修会

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 人	30 人	22 人	34 人	30 人

- ・スポーツ推進委員全体研修会

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
95 人	91 人	83 人	96 人	174 人

※平成 26 年度は 2 回開催

課題

- ・広報誌やホームページを利用し、継続的に取組む必要があります。
- ・研修会等への参加を継続的に続ける必要があります。



写真 スポーツ推進委員全体研修会（ウッドカーリング）の様子

(5) スポーツ情報の提供

① スポーツ施設利用情報の充実

【具体的な事業】

- ア スポーツ施設に関する情報提供
- イ スポーツ施設予約システムの構築

取組

- ア 市内のスポーツ施設の利用方法や料金など、スポーツ施設に関する情報提供をホームページや体育施設ガイドブックを通じて行っています。
- イ 平成 27 年 1 月にスポーツ施設予約システムの更新を行い、利便性の向上を図っています。

成果

- ・岡崎市体育施設ガイドブック発行部数・・・600 部
- ・スポーツ施設予約システム登録団体数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
484	699	798	856	920

課題

- ・スポーツ施設に関する情報提供を広報誌やホームページを活用し、継続的に取組む必要があります。

② スポーツ情報の内容の充実

【具体的な事業】

ア スポーツ大会・行事・教室の開催情報

取組

- ア 市政だよりやスポーツ推進だより、(公財)岡崎市体育協会ホームページでの情報提供を行っています。

成果

- ・スポーツ推進だより発行部数・・・6000部／年（年4回発行）
- ・おかげ体協発行部数・・・・・・6000部／年（年3回発行）

課題

- ・広報誌やホームページを活用し、継続的に取組む必要があります。

③ スポーツ活動の啓発

【具体的な事業】

ア スポーツ活動の啓発

取組

- ア プロスポーツ選手と交流し、試合観戦することによって、市民がスポーツに関心を持ちスポーツライフを楽しめるよう、スポーツ活動の啓発に取り組んでいます。東レアローズバレー ボール教室や、バレーボールVプレミアリーグエスコートキッズ、NBLバスケットボール 観戦などを行っています。

成果

- ・東レアローズバレーボール教室参加者数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
300 人	300 人	298 人	184 人	218 人

課題

- ・プロスポーツ選手との交流は市民にとって貴重な経験であり、スポーツ実施率の向上と、スポーツに接する機会を作る観点から継続的に取組む必要があります。



写真 東レバレー ボール教室の様子

第3章 計画の基本理念

3-1 基本理念

スポーツ活動は、身体を動かす機会を提供し、市民の体力の向上や健康増進をもたらします。また、日々のストレスを解消させ、精神的なゆとりや生きがいのある暮らしにもつながります。さらに、地域における人間関係の希薄化が進む中、スポーツ活動を通じた仲間づくりや地域コミュニティの活性化などの効果も期待されます。

本市においても、市民がスポーツ活動を通じて、健康で生きがいを持って暮らせるよう、子どもから高齢者までの様々な年代の人、障がいを持つ人などを含めた幅広い市民を対象としたスポーツ活動の推進が求められています。

現行計画では、基本理念を「スポーツでつなぎ 育む いきいきげんき 岡崎」とし、市民の誰もが、生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむ環境を整えることにより、スポーツが市民の暮らしに根付き、市民生活においてスポーツライフが定着することを目指してきました。その結果、市民の半数が週1回以上運動・スポーツを行っているなど、一定の成果が挙げられています。

今後も引き続き、市民一人ひとり、家族、地域、そして岡崎市全体でスポーツを通じたつながりが育まれ、市民が生きがいを持って暮らせるまちづくり、スポーツを通じた交流による元気なまちづくりへつながることを期待して、

計画の基本理念を「スポーツでつなぎ 育む いきいきげんき 岡崎」とします。

スポーツでつなぎ 育む
いきいきげんき 岡崎

3-2 スポーツ推進の基本的な考え方

多様な市民のニーズに応え、スポーツ活動を推進するため、現行計画では、①スポーツをはじめる、②スポーツで生活を楽しむ、③スポーツで生活の質を高める という 3 つの視点に基づいた施策を展開してきました。

計画の中間見直しにあたり、社会情勢の変化や、市民の運動・スポーツの実施状況及び意向を踏まえ、スポーツ推進の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) スポーツを「はじめる」

成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 50.1% であり、現行計画における重点目標を達成するとともに、国や愛知県と比較しても高い割合となっています。しかし、スポーツを行う頻度をみると、「スポーツをしていない」と回答した市民の割合は 30.4% であり、現行計画策定時よりも高くなっています。仕事などが忙しい、スポーツをする場所が近くにない、施設の利用日と都合が合わないなどの理由でスポーツをしていない人が依然として多くいることから、スポーツを行っていない人たちが日常生活の中でスポーツを「はじめる」ことができるよう、きっかけづくりを継続して努めます。

(2) スポーツに「親しむ」

平成 23 年 6 月に制定されたスポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。スポーツは、心身の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域コミュニティの再生、社会・経済の活性化など、様々な効果が期待されます。市民がこうした効果を享受し、幸福で豊かな生活を送るため、自身のライフステージやライフスタイルに合わせてスポーツに「親しむ」ことができるよう、意欲的にスポーツに取り組める環境づくりに努めます。

(3) スポーツで「人や地域とつながる」

現代社会において、少子高齢化の進行や情報化・都市化の進展に伴う地域コミュニティの衰退が課題とされています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、国民生活に未曾有の大きな被害をもたらすとともに、社会の絆の重要性を改めて認識させました。

前述のとおり、スポーツに親しむことは心身の健康の保持増進につながるだけでなく、地域との交流やまちづくりへの発展にもつながります。アンケート調査においても、スポーツを通じた世代間を超える交流が期待されていることが分かります。市民がスポーツを通じて「人や地域とつながる」ことができるよう、スポーツ活動の推進を図ります。

3-3 施策体系

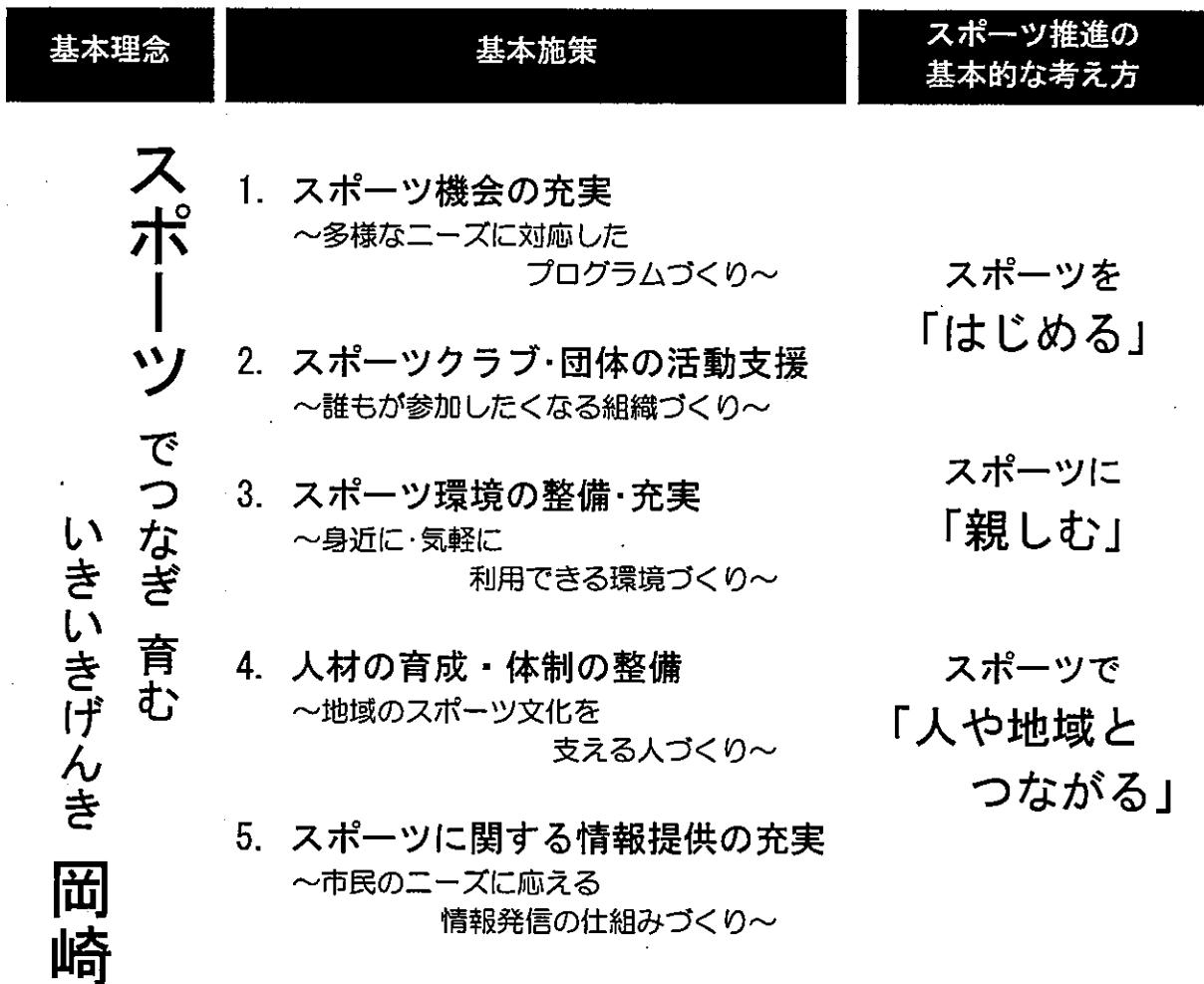


図 計画の概要（施策体系図）

3-4 計画目標

本計画の理念を達成するため、以下の目標を設定します。

スポーツを日常的に行う人の拡大を図り、
成人の「週1回以上のスポーツ実施率」を55%以上にします。

現行計画では、「スポーツを日常的に行う人の拡大を図り、成人の週1回以上のスポーツ実施率を、できる限り早期に50%以上にすることを目指します。」「平成26年度までに、総合型地域スポーツクラブが1つ以上創設されるよう支援します。また、そのクラブの課題や効果を検証しつつ、さらなるクラブの設立に取り組みます。」という2つの重点目標を設定していました。スポーツ実施率については、岡崎市スポーツに関するアンケート調査において、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50.1%にのぼり、目標を達成しています。しかし、国のスポーツ基本計画では、「できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人（65%程度）にする」ことを目標としており、愛知県スポーツ推進計画 いきいきあいち スポーツプランにおいても、「平成35年3月までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を60%にする」ことを目標としています。

本計画では、引き続き、市民の誰もが、生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむ環境を整えることにより、スポーツが市民の暮らしに根付き、市民生活においてスポーツライフが定着することを目指し、「成人の週1回以上のスポーツ実施率を55%以上にする」ことを計画目標とします。

なお、総合型地域スポーツクラブについては、平成22年4月に総合型地域スポーツクラブ「NPO法人ワスパ」を設立し、活動支援を行っています。クラブが抱える課題として、スタッフ不足や活動拠点不足が挙げられており、まずはクラブに対する活動支援を継続し、クラブの増設等についてはその経過をみて検討することとします。

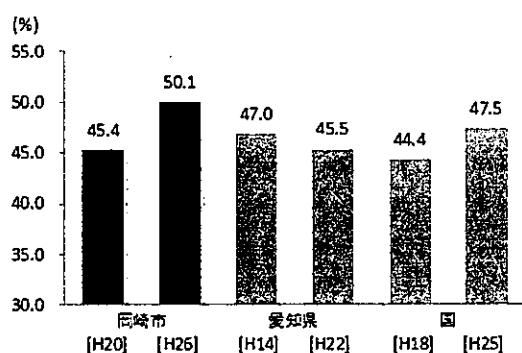


図 成人の週1回以上のスポーツ実施率
出典：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査
愛知県 スポーツに関する県民の意向調査
文科省 体力・スポーツに関する世論調査

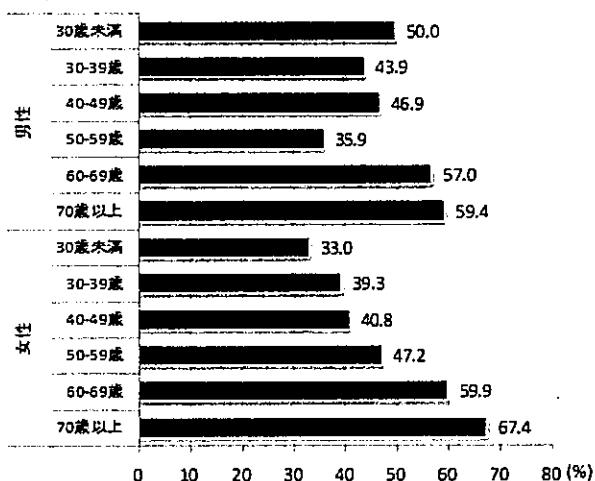


図 男女・年齢別の週1回以上のスポーツ実施率
出典：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査

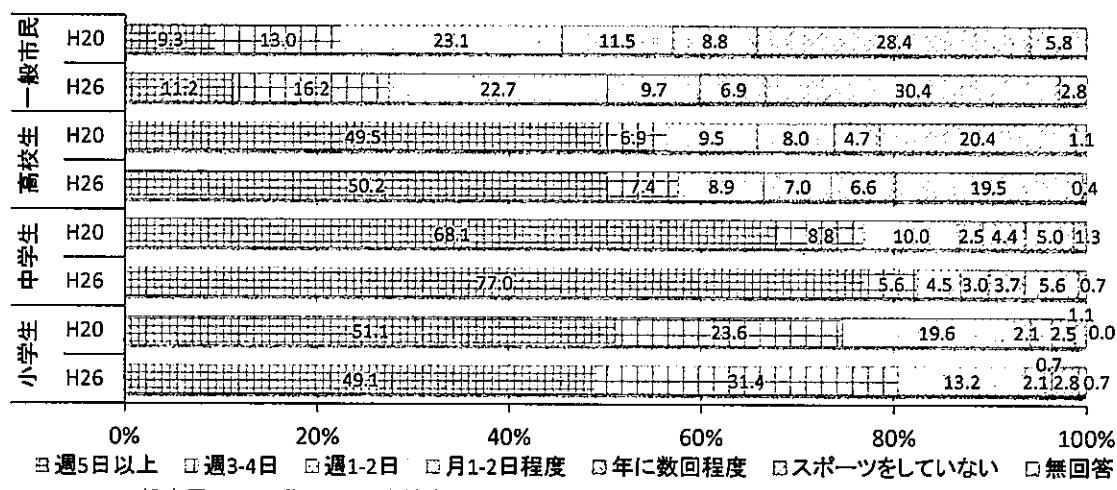
第4章 施策の展開

4-1 スポーツ機会の充実

本市では、様々な年代を対象としたスポーツ教室や講座、スポーツ大会・イベントの開催など、多様なニーズに対応したスポーツプログラムづくりにより、市民のスポーツ機会の充実を図ってきました。その結果、成人の週1回以上のスポーツ実施率は50.1%となり、現行計画で掲げた重点目標を達成しています。

一方で、スポーツを行っていない人が依然として3割程度みられるほか、その理由として「仕事や家庭・勉強などで忙しい」が多く挙げられ、市民が自身のライフスタイルに合わせて、身近にスポーツに親しむ機会を充実させていくことが今後の課題として挙げられます。

市民がよりスポーツに親しむことができるよう、子どもから高齢者、障がいのある人も含め、誰もが気軽に楽しむことができるよう、市民の様々なライフステージやライフスタイルに応じたスポーツプログラムの展開、充実を図ります。



○週5日以上 □週3-4日 □週1-2日 □月1-2日程度 □年に数回程度 □スポーツをしていない □無回答

一般市民:N=1,583 高校生:N=263 中学生:N=275 小学生:N=287

図 スポーツを行う頻度（一般市民、高校生、中学生、小学生）

出典：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査

スポーツ機会の充実 ～多様なニーズに対応したプログラムづくり～

- (1) スポーツを始めるきっかけづくり
- (2) 気軽に楽しめるスポーツプログラムの提供・充実
- (3) 子どものスポーツ活動の推進
- (4) 高齢者・障がい者のスポーツ活動の推進
- (5) 競技力の向上
- (6) 観戦スポーツの推進

(1) スポーツを始めるきっかけづくり

現在スポーツをしていない人たちが、スポーツに対して興味・関心を持ち、スポーツを始めるきっかけとなるようなプログラムの提供・充実を推進します。

スポーツを始めるためのプログラムとして、スポーツを楽しめるレクリエーションプログラムやスポーツを学べる学習プログラムの推進、また、特に市民の関心が高い健康や体力づくりのためのトレーニングプログラムや体力測定等のテストプログラムの推進を図ります。

① スポーツを「はじめる」プログラムの展開

【継続】

- 市民がその生涯を通じて、気軽に、楽しんでスポーツができる、スポーツについて学べる機会を提供します。
- 関係機関と連携を図り、市民のニーズに合った講座や研修会など、多様なプログラムを実施します。

② ニュースポーツの普及・推進

【見直し・拡充】

- スポーツ・レクリエーション祭、学区交歓スポーツ大会など、競技種目等の追加・見直しを検討し、誰もが参加できる大会やイベントを開催します。
- 出前講座などにより、誰でも気軽できるスポーツの紹介、普及に取り組みます。
- スポーツ推進委員が中心となり、ニュースポーツ教室・研修会を開催します。
- 貸し出し用ニュースポーツ器具の充実を図ります。

③ 地元選手や団体の活躍の紹介・PR

【継続】

- 地元の選手や団体の活動状況などを、市民に紹介・PRすることにより、選手のやる気を高めるとともに、市民のスポーツ気運を盛り上げます。

④ スポーツで健康づくりの推進

【新規】

- 健康づくりや体力づくりの一環として、市民が気軽に始められるスポーツ情報を提供します。
- 気軽に体力を測定できる機会を提供します。

(2) 気軽に楽しめるスポーツプログラムの提供・充実

スポーツを始めた市民が、日常的にスポーツに親しみ、スポーツのある生活を楽しむことができるよう、気軽に楽しめるスポーツプログラムの提供・充実に取り組みます。

スポーツの楽しさを体感することを目的としたレクリエーションプログラムをはじめ、市民の誰もが、気軽に参加でき、楽しむことができるスポーツ機会を充実させます。また、市民のニーズに合わせて、スポーツ教室やイベント等の開催時期や開催時間帯などに幅を持たせることで、それぞれのライフステージやライフスタイルに合ったプログラムを選択できるよう、市民活動団体や市内の企業などと連携して、多様なスポーツプログラムを提供します。

その他、多くの市民が普段から行っており、今後も続けていきたいと考えているウォーキングや健康体操といった気軽に取り組めるスポーツを推進します。

① スポーツ大会・イベントの充実

【継続】

- 市民のニーズに合わせ、市民が参加しやすい、参加したいと思う大会やイベントを企画・開催します。
- 市内の身近な場所を歩くウォーキングイベントなど、気軽に参加できるイベントの開催、情報提供を行います。
- 親子で参加し、楽しめる、スポーツ大会やイベントなどを開催します。

② スポーツ教室・スポーツ大学の充実

【継続】

- 市民のニーズに合わせ、スポーツ教室などの開催期日や時間帯を工夫します。
- (公財)岡崎市体育協会によるスポーツ大学等開催を支援し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。
- 岡崎市体育協会、市内のNPOなどの市民活動団体及び、企業などと連携して、スポーツ教室などのスポーツ事業を充実させます。

③ ウォーキング・健康体操の普及

【新規】

- 取組意向の高いウォーキング(レッツ・ウォーキング)の普及を図ります。
- 地域の名所、景色のきれいな場所等を巡る地域密着型のウォーキングコース・マップの普及を図ります。
- 健康体操、まめ吉体操の普及推進を図ります。



写真 スポーツ・レクリエーション祭
(ノルティック・ウォーク) の様子



写真 岡崎市民体育祭
(まめ吉体操) の様子

(3) 子どものスポーツ活動の推進

子どものスポーツ活動を推進するため、スポーツ少年団への支援、子ども向けの教室や大会、イベント等の充実などを通して、子どものスポーツ活動の機会を充実させます。

また、小中学校と総合型地域スポーツクラブとの連携を推進し、地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援します。

さらに、国の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、幼少期の多様な運動経験がその後の運動習慣、体力・運動能力に影響を与えることが明らかとなっており、親子での運動教室の開催等により、幼児期からの身体を動かす習慣づくりを推進します。

① スポーツ少年団への支援

【継続】

○（公財）岡崎市体育協会を通じて、スポーツ少年団の活動を支援し、子どものスポーツ活動の機会の充実に取り組みます。

② スポーツ教室の充実

【継続】

○スポーツをすることの意義を広め、スポーツに対する正しい知識を身につけるように努めます。

○（公財）岡崎市体育協会や市内の企業、市民活動団体等と連携し、子ども向けスポーツ教室の充実を図ります。

○競技種目中心の活動だけでなく、多様なスポーツ体験を通じて、子どもがスポーツに親しめるよう、スポーツ教室を充実させます。

③ 小中学校との連携

【継続】

○学校への体育行事に関する情報提供及び、体育施設や用具の充実などを図り、子どもたちがのびのびと運動ができるような環境づくりを行います。

○地域のスポーツ活動と連携し、学校部活動に所属しない子どもなどを含めた地域全体の子どもの体力向上、スポーツ推進に取り組みます。

○小中学校と地域の連携に取り組みます。

○小中学校と総合型地域スポーツクラブが連携できるよう、広報活動等による支援をします。

(4) 高齢者・障がい者のスポーツ活動の推進

高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者を対象としたスポーツプログラムのニーズが高まっています。そのため、高齢者のスポーツ活動の推進については、それぞれの体力や運動能力に合わせたプログラムの提供、健康・体力の向上プログラムの提供などを図ります。

また、障がい者の社会参加やリハビリの一環として、障がい者のスポーツ活動の充実が求められています。そのため、スポーツ活動による健康増進や機能の維持・回復に取り組み、障がい者の自立や社会参加を支援します。

① 高齢者のスポーツ活動の推進

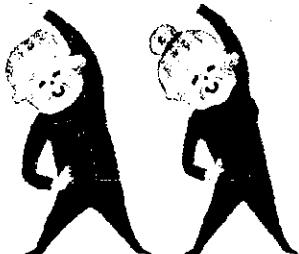
【継続】

- 高齢者の健康・体力づくりのため、関係機関との連携を図り、高齢者向けスポーツプログラムの充実、推進を行います。
- 高齢者向けスポーツ施設の整備を行います。
- 学区老人クラブ連合会などの活動を支援し、高齢者のスポーツ活動の活性化を図ります。

② 障がい者のスポーツ活動の推進

【継続・拡充】

- 障がい者同士の交流や体力増強を目的として、障がい者スポーツ大会を実施するなど、障がい者スポーツの普及を図ります。
- 全国大会等に出場する障がい者への賞賛金を支給するなど、障がい者スポーツに対する意識を高めます。
- 障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、公共のスポーツ施設の整備・改善などに取り組みます。
- 福祉の村の再整備による「新友愛の家」において、障がい児・者のニーズに応じた講座の開講に取り組みます。



(5) 競技力の向上

地元の選手が、全国や世界レベルで活躍したり、優秀な成績を収めたりすることは、市の誇りにもなり、スポーツの活性化につながります。

全国大会などで優秀な成績を収めた地元の選手や団体に対する表彰の実施や、その活躍のPRなどを行い、競技者の意欲を高め、本市の競技力の向上を図ります。

① 地元選手や団体の活躍の紹介・PR

【継続】

- 地元の選手や団体の活動状況や活躍などを、広報紙「市政だよりおかざき」などで広報します。
- 市長表敬などを実施します。

② 領彰制度の充実

【継続・拡充】

- 全国大会等に出場する地元の選手や団体に対して、激励会の開催や賞賜金を贈呈することで、競技者の意欲の向上を図るとともに、賞賜金制度の対象範囲拡大に努めます。
- 全国大会等で優秀な成績を収めた地元の選手や団体に対して、表彰などを行います。

③ 全国・世界レベルで活躍する地元選手の支援

【新規】

- 全国や世界レベルを目指す地元選手に対し、競技力向上のための場を提供し支援します。
- 全国や世界レベルを目指す地元選手を支援し、優秀な成績を収めることで、市民が刺激を受けて、本市のスポーツ活性化につなげます。

(6) 観戦スポーツの推進

スポーツを見るという関わり方は、スポーツに対して苦手意識を持つ人でも、気軽に見えるスポーツ活動であり、スポーツに関心を持ち、始めるきっかけにもつながります。また、高いレベルでの試合や大会は、観る人に感動を与え、既にスポーツを行っている人の関心や意欲を高める効果も期待できます。

観戦スポーツの推進を通じて、スポーツの裾野の拡大やスポーツへの意欲の高揚を図ります。

① スポーツ観戦機会の充実

【継続・拡充】

- トップレベルの試合や大会などを誘致、開催し、競技スポーツの充実を図るとともに、市民のスポーツへの関心や意欲を高めます。
- トップレベルの試合や大会などの開催と併せて、トップアスリートと市民のスポーツ交流機会の創出を図ります。

4-2 スポーツクラブ・団体の活動支援

スポーツ活動の取り組みには、個人的な活動に加えて、スポーツクラブや団体に所属しての活動があります。スポーツクラブや団体に所属することは、ともに活動する仲間ができること、継続的・組織的・計画的に活動がされることなどのメリットがあり、より主体的に、継続的にスポーツを行う上で大きな意義を持ちます。スポーツに関する市民意識調査の結果においても、定期的にスポーツができる、仲間ができる、楽しんでスポーツができるなどのメリットがあると答えていました。

従来のスポーツクラブや団体は、学校や地域、企業においてそれぞれ活動しており、單一種目、同世代中心などの特徴がみられました。しかし、現在では、身近な地域で気軽に参加でき、多様化するニーズに対応できる新しいスポーツクラブのあり方が求められており、これらを踏まえ、本市でも平成22年4月に総合型地域スポーツクラブが設立されました。

今後は、総合型地域スポーツクラブの活動支援を行うとともに、(公財)岡崎市体育協会やスポーツ少年団、それに加盟する団体の他、様々なスポーツクラブや団体の活動支援を行い、市民の自発的なスポーツ活動の活性化を図ります。

スポーツクラブ・団体の活動支援

～誰もが参加したくなる組織づくり～

(1) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

(2) スポーツクラブ・団体の活動支援

(1) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

総合型地域スポーツクラブには、多世代が気軽に参加することができ、それぞれのニーズに合わせて多種目から選択してスポーツを行うことができる事が期待されています。市民意識調査では 75.9%が総合型地域スポーツクラブを全く知らないと答えており、今後も活動目的や内容の紹介・PRなど、継続して支援を行います。

① 総合型地域スポーツクラブの活動支援

【見直し・拡充】

- 総合型地域スポーツクラブの認知度を高めるため、広報活動を強化します。
- 総合型地域スポーツクラブの効果や必要性などを知ってもらい、地域での新たな総合型地域スポーツクラブ設立に向けた気運を高めることに取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブの意義や目的、運営ノウハウなどについて、情報提供を行います。
- 総合型地域スポーツクラブについての講座などを開催するとともに、参加の推進を行います。

(2) スポーツクラブ・団体の活動支援

市内で活動するスポーツクラブや団体に対して、情報提供や活動支援などを行い、クラブや団体が活動しやすい環境を整えます。

また、スポーツクラブや団体への活動支援を通して、市民の自発的なスポーツ活動の活性化を図り、スポーツを通じた地域づくりやまちづくりへの発展を図ります。

① スポーツクラブ・団体の活動支援

【継続・見直し】

- スポーツ活動を推進するため、(公財)岡崎市体育協会の充実・強化を図ります。
- スポーツクラブ・団体の活動を支援し、地域のスポーツ活動の活性化を図ります。
- (公財)岡崎市体育協会を通じてスポーツ大学等を開催し、スポーツクラブ・団体の指導者の資質向上を図ります。
- スポーツクラブ・団体の活動内容などについて、市民に PR・広報します。

4-3 スポーツ環境の整備・充実

スポーツ環境には、全市的な大会やイベント等が開催できるスポーツ施設や、地域住民が身近な日常のスポーツ活動に利用する施設・環境など、様々なものがあります。

市内には、体育館、庭球場、野球場などをもつ複合施設である岡崎中央総合公園をはじめ、公共の体育館が6施設、運動場が25施設、庭球場が8施設あり、その他にも力又一練習場や乗馬場、射撃場など、多様なスポーツ環境が整備されています。また、平成20年に開館した岡崎げんき館も、健康づくりの拠点として多くの市民に利用されています。

さらに、地域の身近なスポーツ環境として、学校体育施設の開放事業も積極的に行われているほか、市民センター、地域交流センター、学区子どもの家などの施設も利用されています。

このような本市の多様なスポーツ環境を活かすとともに、本市の特色を活かして、スポーツの活性化を図るため、市内のスポーツ施設の種類や地域別の配置、市民ニーズなどを勘案し、スポーツ環境の有効活用や計画的な施設の整備・充実に取り組みます。

スポーツ環境の整備・充実

～身近に・気軽に利用できる環境づくり～

(1) スポーツ環境の整備・充実

(2) スポーツ環境の利用促進

(3) 身近なスポーツ環境の充実

(1) スポーツ環境の整備・充実

スポーツ施設の種類や地域別の配置、市民ニーズ、現行計画の成果や課題などを勘案して、計画的な施設の整備・充実に取り組みます。また、地域の老朽化した施設や設備の改修など、市民が安全、快適に利用できるスポーツ環境の整備・充実を図ります。

また、市民のニーズが高いウォーキングコース、ジョギングコースの設定を推進し、コースマップの作成等により、その利用促進を図ります。

① 地域のスポーツ環境の整備・充実

【見直し・拡充】

- 市民に快適なスポーツ環境を提供するために、施設の種類や稼働状況及び老朽化の進捗状況を把握し、また市民ニーズに合った施設配置の状況を把握分析します。
- スポーツ環境の整備充実を図っていくために、老朽化した既存施設や設備については、優先順位を決めて長命化の視点に立った改修計画を作成するとともに、市民ニーズに対して本市に新設や増設が必要となるスポーツ施設については、今後の整備方針の検討を進めます。
- こうした既存施設の改修や不足施設の整備方針については、本計画のもとに「スポーツ施設配置整備方針」を別途策定します。

(2) スポーツ環境の利用促進

市内の公共スポーツ施設の効果的な管理・運営方法を検討します。市民が安心、気軽に利用できるような仕組みづくりを通じて、スポーツ環境の利用促進を図ります。

① スポーツ施設の利用促進

【見直し・拡充】

- スポーツ施設の予約システムの充実などを行い、利便性を高めることで施設利用の促進を図ります。
- 用途に応じたスポーツ施設の占用利用の区分見直しなどを検討し、スポーツ施設の利用促進を図ります。

② スポーツ施設の適切な維持管理

【見直し・拡充】

- 「スポーツ施設配置整備方針」に基づき、長期的な視点で適切な維持管理を行います。
- スポーツ施設の種類や内容に応じ、市民ニーズに即したスポーツ施設の適切な管理方法について検討します。

(3) 身近なスポーツ環境の充実

学校体育施設、地域の運動広場、市民センター、地域交流センター、学区子どもの家などを活用し、市民がより身近な場所で気軽にスポーツに楽しめるよう、身近なスポーツ環境の整備、充実を図ります。

① 学校体育施設の活用の充実

【継続】

- 学校体育施設の地域開放を促進し、有効に活用することで、身近にスポーツができる施設の充実を図ります。
- 地域の学校体育施設の活用を効率的に行えるよう、学校体育施設開放事業の運営について検討します。

② 大学・企業スポーツ施設の利用促進

【継続】

- 大学や企業のスポーツ施設を、地域に積極的に開放するよう働きかけるとともに、それらの施設を有効に活用することで、身近にスポーツができる施設の充実を図ります。

③ 公共施設の利用促進

【継続】

- 市民センター、地域交流センター、学区子どもの家など、スポーツ活動にも利用できる公共施設の有効に活用します。

4-4 人材の育成・体制の整備

市民のニーズが多様化する中、それに応えるため、様々な種目に対応できるスポーツ指導者や総合型地域スポーツクラブ、地域のスポーツ活動を支えるスポーツクラブやスポーツ少年団などの活動が期待されています。

また、高齢者のスポーツニーズの増大や健康志向の高まりなどから、今後は、健康づくりなどの観点から、スポーツの正しい知識を持ち、スポーツの楽しさを伝えられる人材の育成や確保が必要となります。

今後は、スポーツ指導者的人材育成を継続して支援するとともに、スポーツクラブやスポーツ少年団など幅広い地域のクラブやサークル、指導者間のネットワークの構築など、全市的にスポーツを支える体制を整備します。

人材の育成・体制の整備

～地域のスポーツ文化を支える人づくり～

(1) スポーツ指導者の育成・支援

(2) スポーツ推進を支えるネットワークづくり

(1) スポーツ指導者の育成・支援

地域で生涯スポーツなどを指導するスポーツ指導者から、競技スポーツの指導者まで、多様なスポーツニーズに応じた指導者を育成し、その活動を支援します。

① スポーツ指導者の育成・支援

【継続】

- 地域で生涯スポーツなどを指導するスポーツ推進委員やスポーツ指導者を支援し、地域のスポーツ活動を支え、育てる人の育成に努めます。
- 定期的に研修会を開催し、スポーツ推進委員の在り方の研究を深め、資質の向上に努めます。
- スポーツ大学や研修会を開催し、スポーツ指導者を養成します。
- スポーツ指導者に対して、スポーツ施策や活動に関する情報提供や参加の呼びかけなどを行います。
- 健康づくりリーダーの養成と活動の推進に努めます。

② 競技スポーツ指導者の育成・支援

【継続】

- 各種競技スポーツ指導者の育成を支援し、競技スポーツ指導者の質の向上を図ります。

(2) スポーツ推進を支えるネットワークづくり

より質の高いスポーツ指導が行えるよう、スポーツ指導者等に向けて、様々な情報を発信するとともに、市内のスポーツ指導者や団体・クラブ、ボランティアなどと連携を図り、スポーツを支える人や団体のネットワークづくりに取り組みます。

① 情報発信の充実

【継続】

- 講習会等の案内、ニューススポーツの紹介、スポーツ推進委員だよりの配布など、スポーツ指導者等への情報発信を行います。

② スポーツを支える人や団体間の連携の強化

【継続】

- 各種団体及び指導者の連絡会議を開催するなど、市内のスポーツクラブ・団体やスポーツ指導者間の情報交換や連携を図ります。
- スポーツボランティアを積極的に活用し、連携を図ります。

4-5 スポーツに関する情報提供の充実

スポーツに関する情報の提供は、市民のスポーツ活動の充実にとって不可欠であるとともに、スポーツを始めるためのきっかけとしても大きな役割を果たします。そのため、スポーツ情報提供の充実は、本市のスポーツ推進に重要な意味を持っています。

スポーツに主体的に取り組むために必要な情報は、スポーツの意義や効用の啓発に関する情報、市内のスポーツ施設の利用情報、スポーツイベントやプログラムなどの開催情報など、多岐にわたります。市民の誰もが、いつでも、簡単に必要な情報を入手できるよう、市民のスポーツに関するニーズの把握と、多様な情報内容や手段の充実が求められています。

また、スポーツ教室やスポーツ大学などのプログラムの認知度や、総合型地域スポーツクラブの認知度が低いことから、本市のスポーツ事業に関わる情報提供や啓発の充実に取り組みます。

スポーツに関する情報提供の充実 ～市民のニーズに応える情報発信の仕組みづくり～

(1) スポーツに関するニーズの把握・分析

(2) スポーツに関する情報提供の充実

(3) スポーツ活動の啓発

(1) スポーツに関するニーズの把握・分析

スポーツの世界大会の開催やトップアスリートの活躍などは、人々のスポーツへの興味・関心を引き立たせます。

市民の関心のあるスポーツや取り組んでみたいニュースポーツ、参加してみたいスポーツ教室やイベントなど、市民のスポーツに関するニーズを把握・分析します。

① 市民のスポーツに関するニーズの把握・分析

【新規】

○市民が参加したいスポーツ教室やイベント、体験してみたいニュースポーツなど、市民のスポーツに関するニーズを把握・分析します。

(2) スポーツに関する情報提供の充実

市が主催するスポーツのイベント、行事及び教室や講座などをはじめとした、スポーツ推進に関わる様々な情報を、市政だよりやチラシ、ウェブサイトなど、多様な情報媒体を利用して、市民に提供します。

① スポーツ環境に関する情報提供

【継続】

○市内のスポーツ施設の利用方法や料金など、スポーツ施設に関する情報提供の充実を図ります。
○ウェブ検索などによって、スポーツ施設の情報が誰にでもすぐ分かるようにします。

② スポーツ大会・行事・教室の開催情報の提供

【継続】

○市のスポーツ事業に関して、多様な情報媒体を利用し、市民への情報提供を充実させます。
○市内で行われるスポーツイベント・教室、講師などについて、関係機関からの情報をまとめて生涯学習情報誌などに掲載し、市民に情報提供を行います。

(3) スポーツ活動の啓発

スポーツの意義や効果の PR、地元選手や団体の活躍の紹介など、市民がスポーツに関心を持ち、スポーツライフを楽しめるよう、スポーツに関する様々な情報を提供することで、スポーツ活動の啓発に取り組みます。

① スポーツ活動の啓発

【継続】

- 関係機関と連携し、スポーツ活動の啓発を行い、市民のスポーツ実施率の向上に取り組みます。
- 地元選手・団体の活躍、活動の紹介や PR などを通じた、スポーツ活動の啓発を行います。

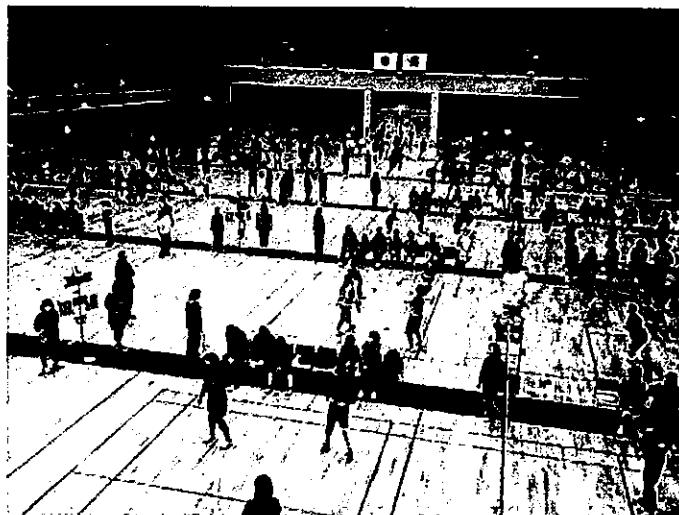


写真 学区交歓ソフトミニバレーボール大会の様子

第5章 計画の推進に向けて

5-1 推進体制

本計画の推進は、行政のみならず、市民、地域やスポーツ関係団体、学校、民間企業など、多様な主体が協力・連携を図ると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組むことが重要です。そのため、以下の役割分担に基づき、各主体が、相互に連携しつつ、効果的な計画の推進を図ります。

(1) 行政

① 市民スポーツ課

計画推進の主管課として、市のスポーツ推進全体を視野に入れた状況把握及び施策の推進に努めます。また、市民及び団体に対する総合的な窓口としての機能を果たします。

② 他の関係各課

各分野における施策の方向性とのバランスを取りながら、本計画に位置づけられたスポーツ推進の基本理念を踏まえたスポーツ関連事業を推進します。

③ 施設管理者

各施設の利用者とのコミュニケーションに努めつつ、より利用しやすい施設運営に向けた工夫と改善に努めます。

(2) 団体

① (公財)岡崎市体育協会

所属する各団体間の連絡調整を行うとともに、市が行うスポーツ推進施策及び事業に協力し、市民がスポーツを行いやすい環境づくりに努めます。

② 各種スポーツ団体

各団体の特性を活かしながら、様々なレベルの市民が楽しみながらスポーツを行える場と機会の充実に向けた取り組みを進めます。

③ スポーツ推進委員

市民が身近にスポーツに親しめるよう、ニュースポーツ教室・研修会の開催や、他の関係団体との連携により地域でのスポーツ活動を推進します。

④ 総合型地域スポーツクラブ

市民が総合型地域スポーツクラブに求める、多世代が気軽に参加することができ、それぞれのニーズに合わせて多種目から選択してスポーツを行うことができるることを踏まえ、地域でのスポーツ活動を推進します。

⑤ 学校（小学校・中学校・高校）

児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、学校体育や運動部活動の充実を図ります。また、学校体育施設のスポーツ開放を行い、地域の身近なスポーツ活動の場を提供します。

⑥ 大学・企業等

施設の開放や指導者の派遣、各種団体との連携によるスポーツイベントやスポーツ教室の開催など、それぞれの持つ施設、人的資源、情報などを活用し、市のスポーツの活性化を図ります。

5-2 評価・見直し

本計画は、現行計画の目標年次である平成31年度に向けた施策の推進を図るもので

参考資料

参-1 スポーツに関する市民意識調査

(1) 調査の目的

「岡崎市スポーツ振興計画」の中間見直しを行うにあたり、市民の健康に対する意識、スポーツの実施状況や今後の意向、市のスポーツ推進施策への要望等を把握することを目的としました。

(2) 調査の期間

平成 26 年 10 月～11 月

(3) 調査の対象

① 一般市民

住民基本台帳より市内在住 18 歳～79 歳の男女 4,000 名（男 2,000 名、女 2,000 名）を年齢別に無作為抽出し、1,583 名から回答を得ました。回答率＝39.6%

② 高校生

市内 4 高等学校 2 年生・計 263 名を対象としました。回答率＝100%

③ 中学生

市内 7 中学校 2 年生・計 275 名を対象としました。回答率＝100%

④ 小学生

市内 7 小学校 5 年生・計 287 名を対象としました。回答率＝100%

(4) 調査の方法

回答者自身が調査票へ直接記入・記述する調査方法としました。調査票は中綴じ全 8 頁・A4 サイズ・モノクロを基本とし、1 頁目に依頼文及び記入方法等を記載し、2 頁目以降に設問を掲載しました。

(5) 回答者の属性

① 性別

N : 2,408名(一般 1,583名 高校2年 263名 中学2年 275名 小学5年 287名)

区分	男性		女性		不明・無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%
一般	684	28.4	866	36.0	33	1.4
高校2年生	136	5.6	121	5.0	6	0.2
中学2年生	151	6.3	118	4.9	6	0.2
小学5年生	148	6.1	138	5.7	1	0.0
計	1,119	46.5	1,243	51.6	46	1.9

② 年代

N : 2,408名(一般 1,583名 高校2年 263名 中学2年 275名 小学5年 287名)

18歳未満		18~29歳		30歳代		40歳代	
人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
825	34.3	160	6.6	201	8.3	242	10.0
50歳代		60歳代		70歳代		不明・無回答	
人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
236	9.8	349	14.5	371	15.4	24	1.0

③ 職業

N : 2,408名(一般 1,583名 高校2年 263名 中学2年 275名 小学5年 287名)

会社員		自営業		公務員・教員		アルバイト・パート		主婦(夫)		大学生・専門学校生	
人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
470	19.5	101	4.2	51	2.1	183	7.6	269	11.2	39	1.6
無職		その他		不明・無回答		高校生		中学生		小学生	
人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
380	15.9	30	1.2	60	2.5	263	10.9	275	11.4	287	11.9

④ 居地

N : 2,408名(一般 1,583名 高校2年 263名 中学2年 275名 小学5年 287名)

中央		岡崎		大平		東部		岩津	
人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
612	25.4	380	15.8	110	4.6	174	7.2	277	11.5
矢作		六ツ美		額田		不明・無回答			
人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
330	13.7	238	9.9	130	5.4	157	6.5		

参-2 策定・見直しスケジュール

	年月日	内容
計画策定	平成 20 年 8 月 4 日	第 1 回岡崎市スポーツ振興計画策定委員会 ・スポーツ振興計画の概要説明・スケジュール等について ・スポーツ振興計画策定事業基礎調査（市民意識調査等）項目について
	平成 20 年 10 月下旬	「スポーツに関する市民意識調査」の実施
	平成 21 年 3 月 2 日	第 2 回岡崎市スポーツ振興計画策定委員会 ・スポーツ振興計画策定事業基礎調査（「スポーツに関する市民意識調査」等）結果について ・スポーツ振興計画の全体構成（目次（案））について
	平成 21 年 10 月 13 日	第 3 回岡崎市スポーツ振興計画策定委員会 ・スポーツ振興計画（素案）について（第 1 章～第 3 章）
	平成 21 年 12 月 3 日	第 4 回岡崎市スポーツ振興計画策定委員会 ・スポーツ振興計画（案）について（第 4 章～参考資料）
	平成 22 年 1 月 4 日 ～平成 22 年 1 月 4 日	パブリックコメント
	平成 22 年 3 月 1 日	第 5 回岡崎市スポーツ振興計画策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・スポーツ振興計画（最終案）について
中間見直し	平成 26 年 10 月下旬	「スポーツに関する市民意識調査」の実施
	平成 27 年 8 月 3 日	第 1 回岡崎市スポーツ推進計画策定委員会 ・計画の改定について ・現行計画の成果と課題について
	平成 27 年 8 月 18 日 ～平成 27 年 9 月 18 日	パブリックコメント
	平成 27 年 10 月 30 日	第 2 回岡崎市スポーツ推進計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・岡崎市スポーツ推進計画（案）の策定について

参-3 委員会名簿

区分	団体名等	氏名
【会長】	愛知教育大学名誉教授	永田 靖章
【副会長】	愛知産業大学准教授	築瀬 歩
【委員】	公益財団法人岡崎市体育協会理事長	三井 政昭
	岡崎市スポーツ推進委員連絡協議会会長	関 浩
	市民代表	土赤 光宏
	市民生活部長	小屋 裕正

岡崎市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

岡崎市スポーツ推進計画
(岡崎市スポーツ振興計画 中間見直し版)

平成 28 年 2 月

発行

岡崎市

編集

岡崎市市民生活部 市民スポーツ課

住所

〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

電話

(0564) 23-6363

FAX

(0564) 23-7182

H P

<http://www.city.okazaki.lg.jp/>

第2次岡崎市生涯学習推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

「生涯学習」とは、全ての人が、それぞれの生涯を通じて、自発的な意思に基づき主体的に行う学習活動の総称です。岡崎市では、この生涯学習の推進を重視し、平成13年に「岡崎市生涯学習推進計画」を策定しました。その後、計画に基づいた各種事業を展開し、市民が生涯学習活動に取り組みやすい環境づくりを目指してきました。

平成20年11月には、同計画に基づき、生涯学習の中核施設である図書館交流プラザ（通称Libra：りぶら）を開館しました。現在は、多くの市民グループや市民活動団体などが、りぶらで活発に勉強会やサークル活動を行っています。

また、本市を取り巻く状況も大きな変化を見せてています。平成15年には中核市となり、平成18年には額田町と合併しました。市域や人口が増加したこと、市全体で生涯学習に対して求められる目的や内容は、これまで以上に多様化していると考えられます。さらに、少子高齢化、超高齢社会、高度情報化、地域格差の拡大、産業構造の変化、経済不況など、社会情勢もめまぐるしく変化しており、このような変化が市民の学習環境に及ぼす影響についても無視することはできない状況です。

このような背景のもと、「岡崎市生涯学習推進計画」策定以降の様々な変化に対応していくためには、中核的な生涯学習拠点であるりぶらを中心として、各地域の特徴を生かしつつ、市民一人一人が自発的に継続した学習活動を行い、さらに豊かな人生を育むことができるよう、新たな生涯学習のあり方を考える必要があります。

そこで、「第2次岡崎市生涯学習推進計画」を策定し、本市における今後の生涯学習推進の方向性を示すこととしました。

2 計画の目的

本市における生涯学習推進の目的は、市民一人一人が自立して、自発的に行動する力を育むことです。

自発的に行動していく力は、市民一人一人が生涯学習活動を通じて知識や技能、さまざまな活動経験を蓄積し、市民同士のつながりを築いていく中で育まれると考えられます。

市民が自ら気づき、考え、行動する力を育むことによって、新たな生きがいを発見し、より豊かな人生を形づくることができます。また、自発的に行動する力は、環境や福祉やまちづくりなど、本市において市民を取り巻くさまざまな課題を市民の力で解決していくための土台にもなり、地域全体の力を高めることにつながると考えます。

したがって、本市においては、市民がそれぞれに課題認識を持ち、自ら目標を定め、それに合った学習活動に意欲を持って取り組むことができる環境を整えることで、生涯学習活動をより活発にしていくことが必要です。

こうした背景から、本市の生涯学習の推進にあたっては、市内で提供されている豊富な学習機会と市民一人一人とを効果的につなげ、さらに活発に自発的な生涯学習活動を繰り広げられる環境を整備していくことが重要です。

以上のことを念頭におき、今後、りぶらを活用しながら、市がどのような施策を展開するべきかを示すため、本計画を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、「第 6 次岡崎市総合計画」を上位計画とした生涯学習推進のための基本計画です。また、本市においては、総合計画のもと、家庭・学校・地域での子どもの教育、地域における福祉の推進、スポーツや文化活動の振興、図書館を中心とした読書活動の推進など、生涯学習にも関連する各種計画が策定されています。このため、これらの計画を尊重しながら、本計画は、りぶらを市民の生涯学習活動の中核的な拠点として、生涯学習を今後さらに推進するための基本的な考え方や、それを実現するための施策や事業などについて示します。

4 計画期間等

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として策定します。ただし、社会情勢の変化や計画の進行状況に合わせて、随時事業の見直しを行うものとします。なお、中間年にあたる平成 27 年度に、計画の進行状況の検証を行い、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

5 生涯学習の現状・課題と対応方法

(1)多様な主体による生涯学習の推進

現状・課題	<ul style="list-style-type: none">・市民の多くは、市もしくは市民が主導した生涯学習の推進を求めています。・一方で、複数の主体が協働で推進することが望ましいと言う意見もあります。・市民の生涯学習活動の多様化・複雑化が進んでいるため、これまで以上に多様な主体との連携が不可欠です。
対応方法	<ul style="list-style-type: none">・市、市民、高等教育機関等及び民間事業者など、多様な主体との協働により生涯学習を推進します。

(2)市民が望む生涯学習の方向性

現状・課題	<ul style="list-style-type: none">・個人による生涯学習活動は自己完結しがちですが、市民は、個人で学習を深めることを希望すると同時に、仲間との交流の広がりを求めています。
対応方法	<ul style="list-style-type: none">・市民同士で学び合い、より深く、より広く、持続的な学習が可能となる学習活動の仕組みづくりを進めます。

(3)身近な場所での生涯学習の推進

現状・課題	<ul style="list-style-type: none">・多くの市民は、地域の公共施設で生涯学習活動を活発に行っています。・時間的な余裕がなく、生涯学習活動に取り組むことができない市民がいます。・市に対して、場の提供やアクセスしやすい環境などが求められています。
対応方法	<ul style="list-style-type: none">・全ての市民が身近な場所で生涯学習に取り組むことができる仕組みづくりを検討します。

(4)効果的な情報提供と相談対応

現状・課題	<ul style="list-style-type: none">市民は、生涯学習を推進するため、様々な情報を求めていますが、ライフスタイルの多様化や社会情勢の複雑化など、市民が求める情報は広範にわたっています。市民は市政だよりなど市が提供する情報を活用していますが、市内には、市主催の生涯学習事業以外の事業も多くあり、これらも提供することが望ましいと考えられます。市全体に生涯学習を広げるためには、学習情報の提供だけではなく、学習内容や方法などについても相談に乗ることができる体制づくりが必要です。
対応方法	<ul style="list-style-type: none">情報の集約と効果的な提供方法を検討します。生涯学習に関する相談窓口の設置を検討します。

6 基本構想

(1)基本理念

「岡崎市生涯学習推進計画」で策定された以下の基本理念を引き継ぎます。

『人が輝き 誰もが学び続ける 文化都市 岡崎』

(2)基本方針

これまでに取り組んできた本市の各種生涯学習関連事業を踏まえ、さらに、現在における本市の特性や課題などを考慮し、基本理念を実現するための5つの基本方針を設定しました。

基本方針 1	各主体との連携・協働について 市民一人一人と市民活動団体、民間事業者、市が一体となり、それぞれが自らの特色や専門性を生かしつつ、必要に応じて役割を分担し、お互いが連携・協働し、生涯学習都市の実現を目指していきます。
--------	---

基本方針 2	学習者同士の伝え合い・学び合いの交流による持続可能な学びのサイクルの実現について 学習者同士の伝え合い・学び合いの交流を促すことにより、新たな学びのつながりができ、さらに、一人一人の学習の広がりや深みが増すという「学びのサイクル」の実現を支援します。また、このサイクルを市全体に広げていくことで、全ての市民が持続可能な生涯学習活動を行えるような、大きな学びのサイクルをつくっていきます。
--------	---

地域での生涯学習について

基本方針 3

市民が容易に生涯学習に取り組むことができるよう、身近な市民センターなどを地域の生涯学習拠点として活用し、そこでの学びや活発な交流を通して、地域での「学びのサイクル」の実現とそれに伴う地域課題の共有を目指します。

生涯学習情報の収集・分類・提供について

基本方針 4

市民の自主的な生涯学習活動が活発に行われている現状を尊重するとともに、全ての市民が生涯にわたり、さまざまな生涯学習活動を容易に行うことができるよう、生涯学習活動に関する情報の収集・分類・提供を活発に行い、市民の学習ニーズに適切に応えることができる環境を実現します。

りぶらの役割について

基本方針 5

全ての市民が、充実した生涯学習活動を行えるように、生涯学習複合施設である「りぶら」は、市の生涯学習拠点として、市民のさまざまな生涯学習活動を支援していくとともに、「りぶら」の4つの機能（中央図書館、活動支援、文化創造、交流）を組み合わせ、岡崎市独自の新しい生涯学習の『カタチ』を常に発信していきます。

7 基本計画

施策の大綱(1) 生涯学習力の向上支援 【関係する基本方針 1・2・5】

①学習支援内容の検討

- 生涯学習力向上のための人材養成講座の企画・開発
- 生涯学習相談員養成カリキュラムの検討

②市民の学習支援

- 学び方講座の提供
- 教え方講座の提供
- 生涯学習相談員養成講座の提供

施策の大綱(2) 学習・交流機会の提供 【関係する基本方針 1・2・3・4・5】

①生涯学習講座の提供

- 既存講座の継続実施
- 定期講座募集方法の見直し
- 既存講座の構成・内容の定期的な見直し
- 民間事業者等との連携による講座の提供

②市職員出前講座の提供

- 市職員出前講座の提供
- 市職員出前講座のパッケージ化

③交流機会の提供

- りぶらまつり
- 自主講座体験会の検討・実施
- (仮称)生涯学習雑談会の企画・実施
- その他交流事業の企画開発

④学習成果活用の場の提供

- 生涯学習講師の登録・紹介
- 生涯学習センターの募集・紹介

⑤図書館等との連携

- 中央図書館との連携
- 高等教育機関との連携

⑥地域での生涯学習推進

- 市民センターとの情報ネットワークの強化
- 市民ホームで活動している市民活動団体の情報把握
- 地域交流センターとの情報ネットワークの強化
- 市民ホームで活動している市民活動団体とのネットワーク構築
- 地域施設の役割・機能の整理・検討
- 地域への相談員派遣
- 額田地域への市民センター機能の設置

施策の大綱(3) 生涯学習情報に関する体制づくり 【関係する基本方針 1・4・5】

①広報手段の機能整理

- 広報手段の役割整理
- 各広報手段の活用方法の見直し

②情報の集約

- 府内情報の取りまとめ(講座・イベント)
- りぶらサポータークラブとの情報交換
- 民間事業者情報等取り扱い規定の策定
- 府内情報の取りまとめ(施設)
- 高等教育機関との情報交換
- 任意提供情報の取りまとめ

③情報の分類

- 情報分類方法の検討
- 既存情報の整理・データベース化
- 情報分類表・分類の手引きの作成
- 新規取得情報の分類とデータベース化

④情報提供・広報活動の多様化・活発化

- 生涯学習に関する啓発・広報活動
- 既存広報手段を活用した生涯学習情報の提供
- 新規情報発信方法の開発
- りぶらを活用した新たな生涯学習スタイルの発信

施策の大綱(4) 学習相談の総合窓口の仕組みづくり 【関係する基本方針 1・2・3・4・5】

①学習相談の総合窓口の運用方法の検討

- 生涯学習相談ニーズの把握
- 学習相談の総合窓口の業務内容の検討
- 学習相談の総合窓口運用方針の検討
- 学習相談の運用計画の検討

②生涯学習相談員・生涯学習サポーターの確立

- 生涯学習相談員養成カリキュラムの検討
- 生涯学習相談員養成講座の提供
- 生涯学習相談員・生涯学習サポーターとなる市民ボランティアの募集・登録

③生涯学習相談対応

- 生涯学習相談員による相談対応
- 生涯学習サポーターによる相談対応
- 生涯学習相談の記録と事例分析